

城陽市上下水道事業経営審議会の審議状況について

城陽市水道事業ビジョンの計画期間の折り返し地点である令和5年度において、前期のまとめとして点検を行い、この間における事業環境の変化に対応した中間見直しを行うにあたり、城陽市上下水道事業経営審議会（以下、「審議会」という。）を4回開催し、審議を行いました。

第3回審議会及び第4回審議会を下記により開催し、審議の結果、会長より答申いただきましたので報告します。

記

1 審議会の開催経過について

開催日		審議内容
第1回	令和5年 4月28日	(1) 会長及び副会長の選出について (2) 城陽市水道事業ビジョンの中間見直し（骨子）について (3) 財政計画の執行状況について (4) 今後のスケジュールについて
第2回	令和5年 8月8日	(1) 諮問 (2) 城陽市水道事業ビジョンの中間見直し、財政計画について (3) 予納金の廃止、パブリックコメントの実施、今後のスケジュールについて
第3回	令和5年 9月29日	(1) 財政計画について (2) パブリックコメントの中間報告、広報活動について

第 4 回	令和 5 年 1 1 月 1 7 日	(1) 城陽市水道事業ビジョンの中間見直し、財政計画について (2) パブリックコメントの実施結果について (3) 答申書（案）について
-------	-----------------------	--

2 答申について

令和 5 年 8 月 8 日に諮問した城陽市水道事業ビジョンの中間見直しについて、令和 5 年 1 1 月 2 8 日に城陽市公営企業管理者職務代理者が審議会会長から答申を受けました。

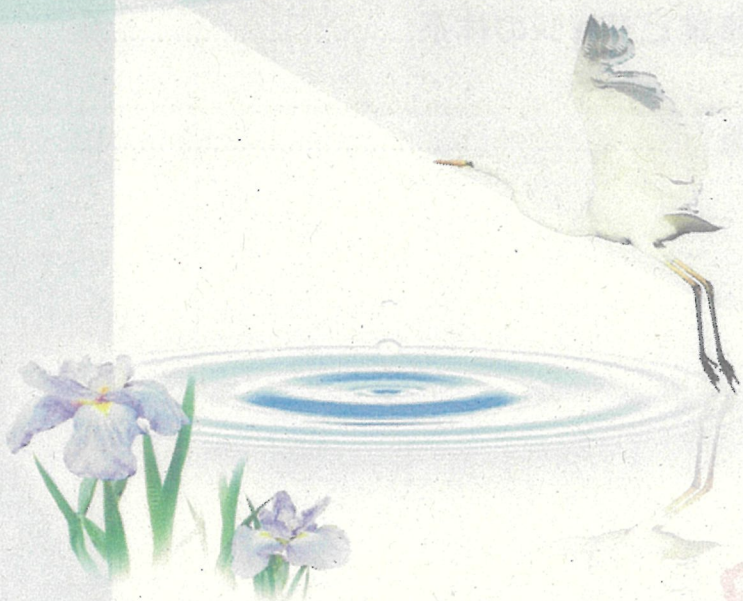
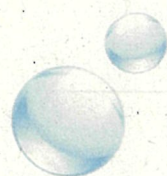
3 資料一覧

- ・ 資料 1 城陽市水道事業ビジョン（中間見直し版）（案）
- ・ 資料 2 財政計画等資料（改定率再検討案・料金表改定案）
- ・ 資料 3 城陽市水道事業ビジョン（中間見直し版）（案）に対するパブリックコメントの結果概要
- ・ 資料 4 城陽市水道事業ビジョンの中間見直しについて（答申）
- ・ 資料 5 令和 5 年度第 3 回城陽市上下水道事業経営審議会会議録
- ・ 資料 6 令和 5 年度第 4 回城陽市上下水道事業経営審議会会議録

城陽市水道事業ビジョン

(中間見直し版)

(案)



市の鳥:しらさぎ
市の木:梅
市の花:花しょうぶ

目 次

第 1 章 城陽市水道事業ビジョンの見直しにあたって . . . 1

1-1 見直しの趣旨1

第 2 章 城陽市水道事業ビジョンの前期進捗状況評価 . . 2

2-1 施策の進捗評価2

第 3 章 水需要の見通し 5

3-1 水需要の見通し5

第 4 章 実現方策 7

4-1 目標設定(見直し)7

4-2 城陽市水道事業ビジョンの体系9

4-3 具体的な施策12

第1章 城陽市水道事業ビジョンの見直しにあたって

1-1 見直しの趣旨

平成30年に策定した、水道事業ビジョンの計画期間が平成30年度～平成39年度（令和9年度）であるため、その折り返し時点である令和5年度に前期の進捗状況の評価を行うとともに、策定後における事業環境の変化に対応するため、後期計画の見直しを実施するものです。

事業環境の変化の主なものは、東部丘陵地の土地利用が一部明確になったこと、第3浄水場の浸水対策、中区配水池の更新、府営水道第2分水の設置等の施設整備事業を具体化したものです。

なお、水道事業ビジョンの中間見直しは、見直し事項で作成しています。

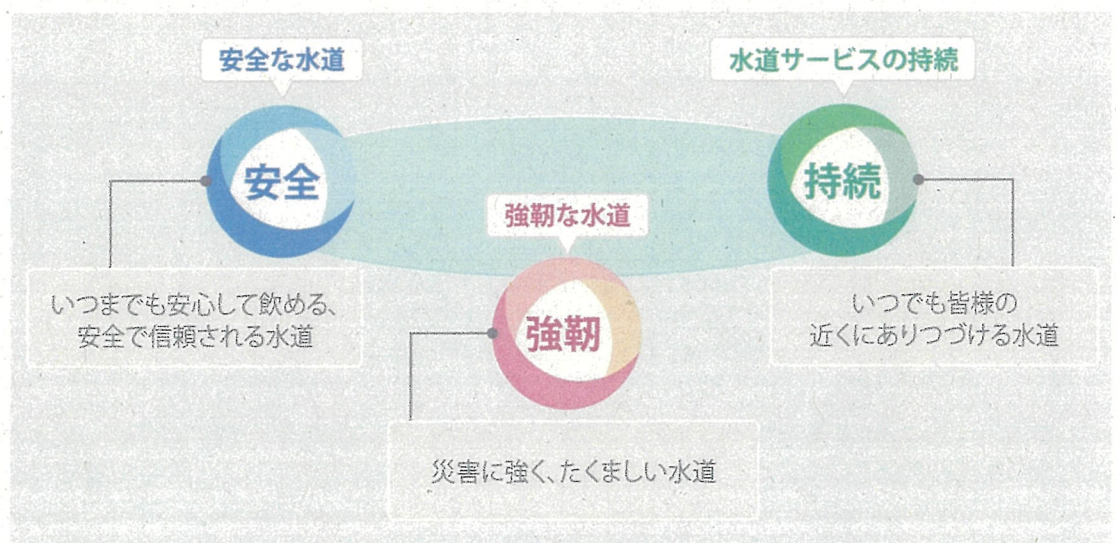
第2章 城陽市水道事業ビジョンの前期進捗状況評価

2-1 施策の進捗評価

設定した理想像を具現化するために、「安全」、「強靱」、「持続」のそれぞれの観点から本市の実情を踏まえた目標の設定を行いました。

その前期期間の評価を行い、事業環境の変化に対応した見直しにより後期期間の目標を設定します。

■ 前期期間における評価



城陽市水道事業の理想像



いつまでも安心して飲める、安全で信頼される水道

目標設定	指 標	単位	平成 28 年度	令和 4 年度	自己評価	令和 9 年度
安全性に関する情報公開の充実	水安全計画の公表	—	平成 29 年度作成	公 開 (概要版)	○	公 開
	毎月検査の結果の公表	—	一部公開	一部公開	→	公 開
適切な薬品管理	次亜塩素酸ソーダの温度上昇抑制対策	—	未整備	一部整備	○	整備済
貯水槽水道の指導	指導・助言の充実	—	継続実施	継続実施	→	充実

自己評価 ○: 達成 →: 継続 ×: 未達成

- 『安全性に関する情報公開の充実』
水安全計画の公表は、概要版対応としています。
- 『適切な薬品管理』
次亜塩素酸ソーダの温度上昇抑制対策は、第 2 浄水場以外は完了しました。



災害に強く、たくましい水道

目標設定	指 標	単位	平成 28 年度	令和 4 年度	自己評価	令和 9 年度
耐震性の確保	浄水施設の耐震化率	%	78.2	78.2	→	100
	ポンプ所の耐震化率	%	93.3	93.3	→	100
	配水池の耐震化率	%	73.2	77.6	○	100
	基幹管路の耐震適合率	%	24.1	43.1	○	70
緊急遮断弁の設置	緊急遮断弁設置数	基	0	0	→	1
お客さまへの情報提供の充実	水道危機対策マニュアルでの給水場所の公表	—	公表	公表	→	充実

自己評価 ○: 達成 →: 継続 ×: 未達成

- 『耐震性の確保』
 1. 「配水池の耐震化率」
中区配水池の法面補強の実施により向上しました。
 2. 「基幹管路の耐震適合率」
管路耐震化工事の推進により向上しました。



いつまでも皆様の近くにありつづける水道

目標設定	指 標	単位	平成 28 年度	令和 4 年度	自己評価	令和 9 年度
適切な更新計画	法定耐用年数超過設備率	%	47.4	64.0	×	50
	管路の更新率	%	0.5	1.6	○	0.6
水資源の有効利用	有収率	%	98.5	94.1	×	現状維持
適正な料金	給水収益に対する企業債残高の割合	%	442.4	347.7	○	320
	給水人口 1 人当たり企業債残高	円	62,719	58,997	○	55,000
	企業債残高実数	百万円	4,843	4,378	○	4,000 以下
	料金回収率	%	97.1	108.1	○	100 以上

自己評価 ○：達成 →：継続 ×：未達成

■ 『適切な更新計画』

法定耐用年数超過設備率は、各設備の法定耐用年数超過の割合を示します。維持管理により延命対応を実施しており、今後も適切な管理を行い、順次更新を実施します。

■ 『水資源の有効利用』

有収率が計画を下回っておりますが、大規模な漏水は無い状況で、漏水防止調査により、発見された漏水は、速やかに修理を実施していますが、漏水量は少量です。引き続き漏水防止調査を実施していきます。

また、基幹管路の更新工事を実施中で、管の洗浄水を多量に使用しておりますので、これも要因と考えております。

■ 『適正な料金』

各指標とも順調に推移しています。

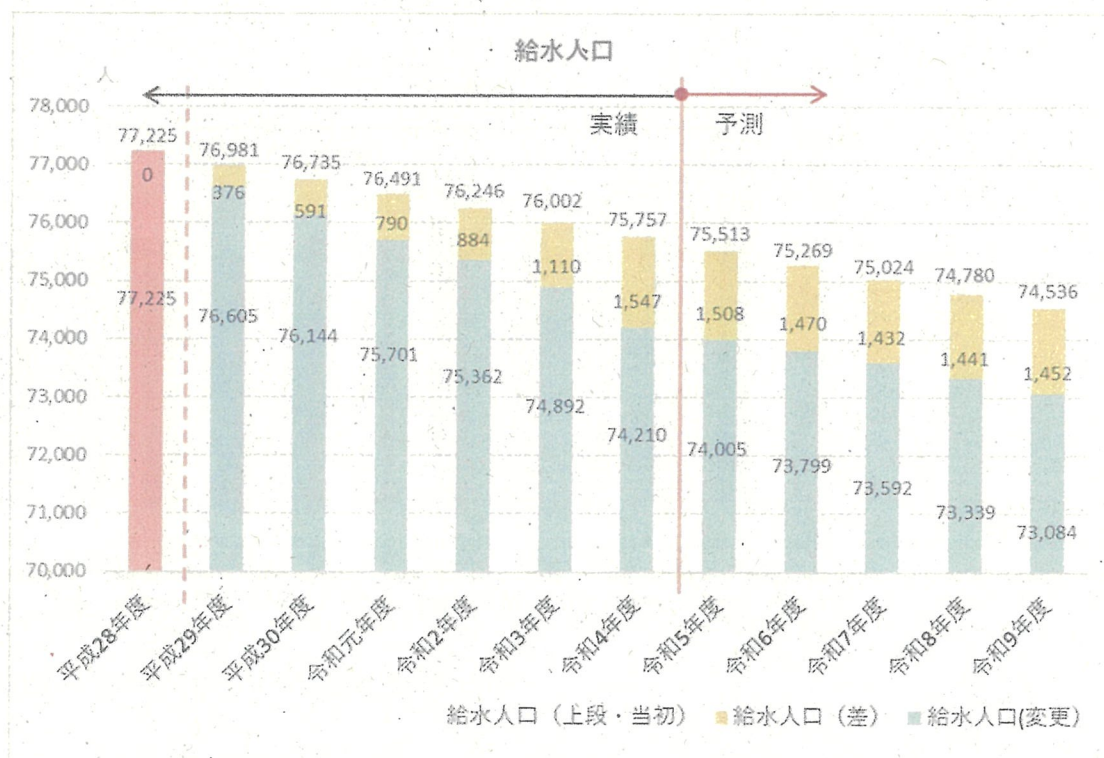
第3章 水需要の見通し

3-1 水需要の見通し

■ 給水人口の動向

我が国の人口は平成22年頃より減少傾向となり、人口の減少とともに給水人口も減少していくものと予測されています。

本市においては、策定時の給水人口が、平成28年度に77,225人で、令和9年度では74,536人にまで減少すると想定していましたが、実績をもとに73,084人に見直します。(1,452人の減)



年 度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
変更	給水人口(人)	77,225	76,605	76,144	75,701	75,362	74,892
	普及率(%)	99.71	99.71	99.74	99.76	99.8	99.81
当初	給水人口(人)	77,225	76,981	76,735	76,491	76,246	76,002
	普及率(%)	99.74	99.7	99.7	99.7	99.7	99.7
年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
変更	給水人口(人)	74,210	74,005	73,799	73,592	73,339	73,084
	普及率(%)	99.79	99.79	99.79	99.79	99.79	99.79
当初	給水人口(人)	75,757	75,513	75,269	75,024	74,780	74,536
	普及率(%)	99.7	99.7	99.7	99.7	99.7	99.7

給水人口の動向

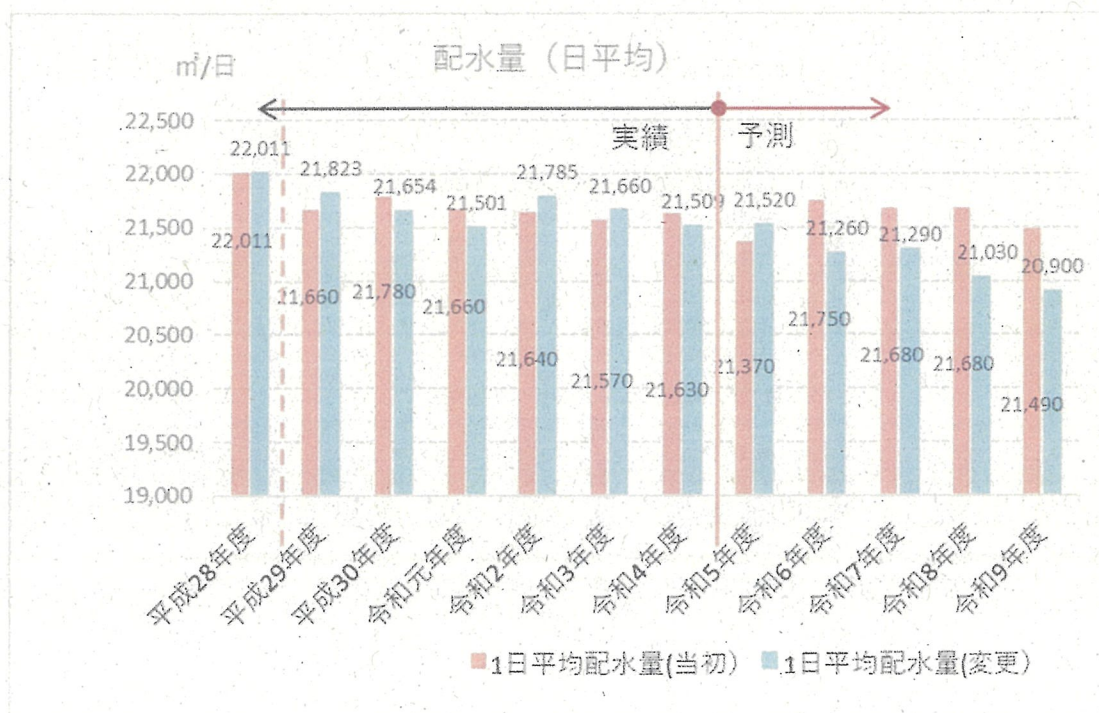
■ 水需要の動向

我が国における水道事業の水需要は、給水人口の減少、節水意識の高まりや各種節水機器の普及などによる節水型社会の浸透により、減少傾向にあります。

本市においても、一日平均配水量は平成18年度に25,992 m^3 /日であったものが、平成28年度に22,011 m^3 /日となっています。これは、給水人口の減少および節水機器の普及によるものと考えております。

令和9年度で21,490 m^3 /日になると想定していましたが、実績をもとに20,900 m^3 /日に見直します。（590 m^3 /日の減）

なお、東部丘陵地先行整備（長池・青谷）地区の、水需要増は考慮しています。



年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初	1日平均	22,011	21,660	21,780	21,660	21,640	21,570
変更	配水量(m^3)	22,011	21,823	21,654	21,501	21,785	21,660

年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
当初	1日平均	21,630	21,370	21,750	21,680	21,680	21,490
変更	配水量(m^3)	21,509	21,520	21,260	21,290	21,030	20,900

水需要の見通し

第4章 実現方策

4-1 目標設定(見直し)

事業環境の変化により、後期目標設定の一部の見直しを行います。



いつまでも安心して飲める、安全で信頼される水道

目標設定	指 標	単位	平成 28 年度	令和 4 年度	令和 9 年度	令和 9 年度 見直し	
安全性に関する情報公開の充実	水安全計画の公表	—	平成 29 年度作成	公 開 (概要版)	公 開	公 開 (概要版)	①
	毎月検査の結果の公表	—	一部公開	一部公開	公 開	—	
適切な薬品管理	次亜塩素酸ソーダの温度上昇抑制対策	—	未整備	一部整備	整備済	—	
貯水槽水道の指導	指導・助言の充実	—	継続実施	継続実施	充実	—	

【見直し理由】

- ① 「水安全計画の公表」については、概要版の公開のままとします。



災害に強く、たくましい水道

目標設定	指 標	単位	平成 28 年度	令和 4 年度	令和 9 年度	令和 9 年度 見直し	
耐震性の確保	浄水施設の耐震化率	%	78.2	78.2	100	78.2	②
	ポンプ所の耐震化率	%	93.3	93.3	100	—	
	配水池の耐震化率	%	73.2	77.6	100	—	
	基幹管路の耐震適合率	%	24.1	40.3	70	—	
緊急遮断弁の設置	緊急遮断弁設置数	基	0	0	1	—	
お客さまへの情報提供の充実	水道危機対策マニュアルでの給水場所の公表	—	公表	公表	充実	—	

【見直し理由】

- ② 「浄水施設の耐震化率」については、第2浄水場の耐震診断を行い、補助事業で実施可能か検討のため、次期計画期間に移行します。



いつまでも皆様の近くにありつづける水道

目標設定	指 標	単位	平成 28 年度	令和 4 年度	令和 9 年度	令和 9 年度 見直し
適切な更新 計画	法定耐用年数 超過設備率	%	47.4	64.0	50	—
	管路の更新率	%	0.5	1.6	0.6	—
水資源の 有効利用	有収率	%	98.5	94.1	(平成 28 年度) 維 持	—
適正な料金	給水収益に対する 企業債残高の割合	%	442.4	347.7	320	430
	給水人口 1 人当たり 企業債残高	円	62,719	58,997	55,000	89,000
	企業債残高実数	百万 円	4,843	4,378	4,000 以下	6,500 以下
	料金回収率	%	97.1	108.1	100 以上	—

「企業債に関する指標」については、事業費の増加による資金確保等のため、事業費の 1/3 程度としていましたが、1/2 程度に見直しを行いました。

4-2 城陽市水道事業ビジョンの体系

『城陽市水道事業ビジョン』は、理想像である「安全」、「強靱」、「持続」の観点から体系図を以下に示すとともに、事業環境の変化を反映させるため、施策を追加することとしました。





変更重点施策 と追加重点施策 の内容

■ 事業環境の変化を反映させるため、施策を追加する事項

1. 基幹管路の耐震性の確保（強靱 ②）
及び適切な施設の更新（持続 ①）

中区配水池を移転による更新を実施し、併せて配水管等の整備を行います。

2. 第3浄水場浸水対策事業（強靱 ⑦）

降雨災害等における河川氾濫対策として実施し、浸水が発生しても、断水等の影響を最小限にとどめるため、浸水対策工事を行います。

3. 適切な施設の更新（持続 ①）

浄水コンピューターのシステム更新を実施します。

4. 府営水道受水点の追加（持続 ④）

危機管理面の充実及び安定給水を図るため、京都府と連携して府営水道の受水点の追加に向けた施設整備を進めます。

5. 業務委託の検討・広域化の必要性（持続 ⑫・⑬）

浄水場運転管理や人材不足等の事業継続における課題を解決するため、官民連携（PPP）による業務委託の手法について検討を進めます。

また、広域化についても、京都府水道事業広域的連携等推進協議会の南部地域の中で検討を進めます。

6. 新規需要に対する整備（持続 ⑱）

基幹物流施設が東部丘陵地に整備されるため、必要な施設整備を進めます。

4-3 具体的な施策

強靱 災害に強く、たくましい水道

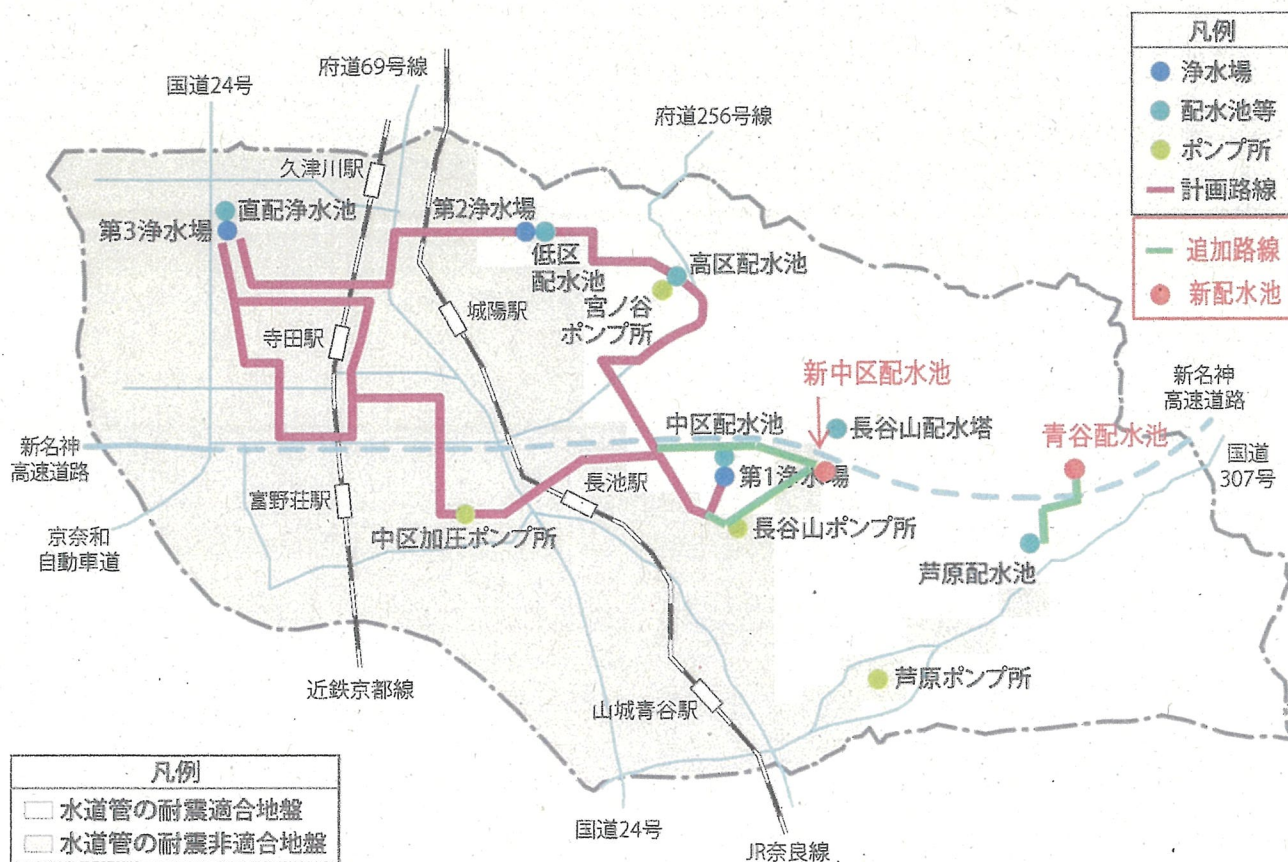
強靱-1 水道施設の耐震化の推進

② 基幹管路の耐震性の確保(最重点施策)

導水管、送水管、口径300mm以上の配水管を基幹管路と位置づけています。

基幹管路については、被害が大きいとされる生駒断層帯による地震を想定し、地震による管路被害をできるだけ軽減し、応急復旧や応急給水を迅速に実施するため、地盤の状況を考慮し、効果の高い路線から優先的に整備を進めています。

浄水場と主要配水池間（新たに移転設置する中区配水池の管路を含む）の全ての管路について耐震化を進め、約23kmの管路を耐震化します。なお、計画期間中の耐震適合率の目標は70%です。



基幹管路の耐震化計画(概要)

強靱-3 危機管理対策の強化

⑦ 河川氾濫による浸水被害対策

浸水被害が発生すると、長期間の給水停止につながる可能性があります。そのため、浸水被害を防ぐための対策が必要です。

想定浸水深への対応として、第3浄水場の浸水対策を実施します。また、浸水想定区域にある施設は、更新時に必要な対策を実施します。



持続-3 安定水源の確保

④ 府営水道受水点の追加

本市は、深井戸13施設、府営水道受水点1箇所の水源を有効利用しています。災害や事故等においても、お客さまに安定した水を継続的に供給できるよう複数水源の確保に取り組めます。

危機管理面の充実及び安定給水を図るため、府営水道の受水点の追加に向けてさらに協議を進め、施設整備を実施します。

持続-7 事業の効率化

⑫ 業務委託の検討

効率的な水道事業を推進し、経費の削減等を図るため、民間委託可能な業務等を洗い出して整理し、効果等を十分検討し、個別に委託化を進めてきました。

事業継続のため、浄水場管理や技術者不足等を補うため、包括委託などの手法を検討します。

持続-8 広域連携の推進

⑬ 広域化の必要性

本市では、給水人口の減少等の影響を受け、水道料金収入が減少傾向にある一方で、今後、水道施設の更新時期を迎えることから、施設の更新・耐震化が急務となっており、それら事業の実施に必要な資金・人員の確保が課題となっています。

将来に向かって安定的な事業運営を継続していくための有効な方策の一つである広域化について、業務の共同化など、できるところから検討を進める必要があります。

京都府、府営水受水市町や近隣市町等と情報共有を行うとともに、業務の共同化などできるところから検討します。

京都府水道事業広域的連携等推進協議会に参画し、南部地域の中で広域化について検討をすすめます。

持続-13 給水量の確保

⑭ 新規需要に対する整備

本市では、東部丘陵地の開発を進めており、青谷地区において、基幹物流施設が設置されるため、新たに施設整備が必要となります。

また、今後も広大な東部丘陵の開発に対応していく必要があります。

新たな給水需要に対応するため、施設整備を行っていきます。

財政計画等資料

(改定率再検討案・料金表改定案)

料金改定案の見直し(案)について

- ① 見直し前平均改定率: 27.3%
- ② 見直し後平均改定率: 22.9%
- ③ 差引(②－①): $\Delta 4.4$ ポイント

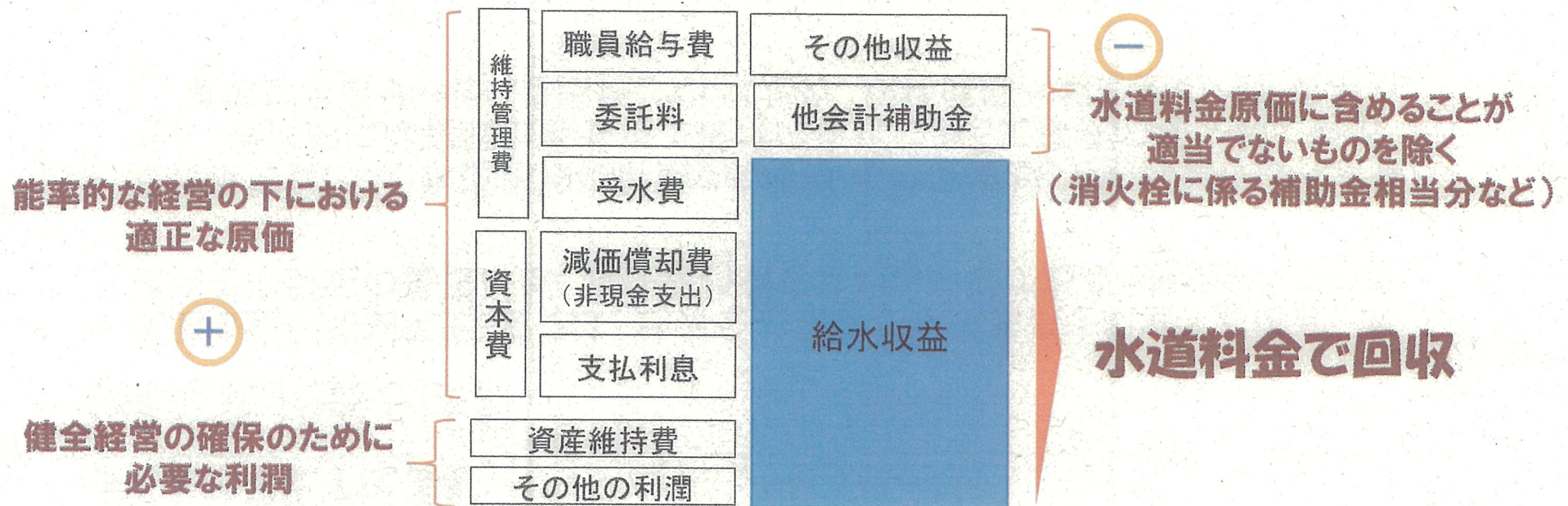
(参考) 前回改定時※平均改定率: 22.79%

※前回改定時期: 平成31年4月1日

公正妥当で適正な原価の算定方法

- 公正妥当で適正な原価とは、各種の費用に、健全経営確保のために必要な利潤を加えたもの（総括原価）とされます（総括原価方式）。
- 今回の総括原価の算出は、（公社）日本水道協会による「水道料金算定要領」に則って行います。

図表 総括原価の算出方法の概要図



資産維持費

【資産維持費とは】

- 水道法施行規則第12条では、地方公共団体が水道事業を經營する場合、水道料金の設定の基礎には、資産維持費を含める必要があると規定されています。
- 資産維持費とは、水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額です。具体的には物価上昇や施工環境の変化による工事費の増大等に対応し、適切な水道サービスを継続していくため、総括原価へ組み込むべき費用です。

【資産維持費の算定】

- 資産維持費については、「水道料金算定要領」(日本水道協会)」において“各水道事業者の創設時期や施設の更新状況を勘案して決定する”とされています。
- 第2回審議会でお示した総括原価では、資産維持費は約7.7億円として見込んでいましたが、水道施設の長寿命化、給水人口減少に伴う施設更新におけるダウンサイジング、市民負担や収支状況等を鑑みて再度検討し、資産維持費を約5.8億円に見直しました。

水道料金算定要領に基づく改定率試算(起債発行割合1/2)

① 改定時期: 令和6年8月1日

② 平均改定率: 22.9%

(i) 算出期間※ ¹ における総括原価※ ²	5,979,671千円
(ii) 算出期間※ ¹ における改定前給水収益	4,981,340千円
(iii) 今回改定で必要な増収額 (i) - (ii)	998,331千円
(iv) 改定対象期間※ ³ における改定前給水収益	4,365,348千円

※1 令和6年度第1期から令和9年度第6期

※2 総括原価は起債発行割合変更(1/3→1/2)に伴う経費(支払利子)を含んでいる

※3 令和6年度第4期から令和9年度第6期

$$\text{平均改定率} = ((iii) / (iv)) \times 100 \div 22.9\%$$

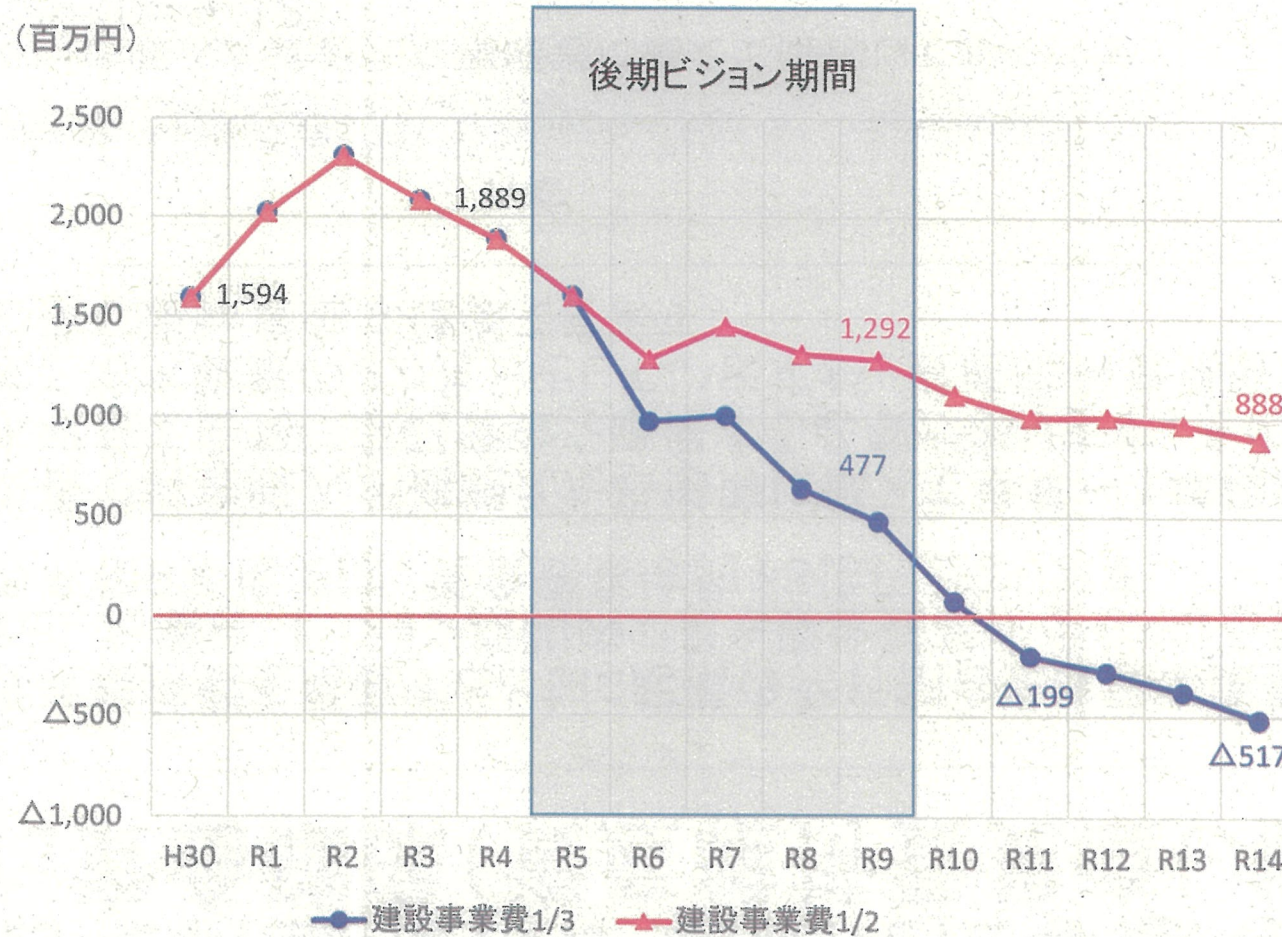
水道料金算定要領に基づく改定率試算の内訳

(R6～R9合計)

(百万円)

増加要因	計画	推計	改定 必要額	改定率
給水収益の減少	5,236	4,981	255	5.9%
その他収入の減少	493	312	181	4.2%
委託料の増加(老朽化等への対応)	343	444	101	2.3%
委託料の増加(契約額の増加)	57	176	119	2.7%
動力費の増加	408	527	119	2.7%
受水費の増加	1,156	1,288	132	3.0%
減価償却費等の増加	1,962	2,115	153	3.5%
支払利息の増加	224	282	58	1.3%
その他の要因	1,579	1,459	△120	△2.7%
合計			998	22.9%

資金残高の推移(平均改定率22.9%適用後)



※起債発行方針変更に伴う経費(支払利子)は改定率に反映する前提で資金残高を試算している。

災害で料金収入が途絶えた事態等に備えた資金確保(資産維持費見直し後)

- 資産維持費を見直すとともに起債の発行割合を建設事業費の1/2とした場合、ビジョン期間内で最も資金残高が少なくなる見込みの令和9年度では、資金残高は約13億円となります。
- 災害で料金収入が途絶えた事態等に備えて半年～1年程度の給水収益を目安に運転資金を確保する必要があります。その運転資金を給水収益の9カ月分としています。資産維持費見直し後も必要な運転資金は確保できます。

件名	金額
令和9年度 給水収益(①) *水道料金算定要領に基づく改定率適用後	1,534百万円
災害で料金収入が途絶えた事態等に備えて確保しておくべき財源(②=①×9/12)	1,151百万円
令和9年度末 資金残高(③)	1,292百万円
災害で料金収入が途絶えた事態等に備えて確保しておくべき財源の剰余額(④=③-②)	141百万円

資産維持費見直し後の企業債発行方針 の例外措置及び料金改定案

1 企業債発行方針の例外措置 建設事業費の2分の1

※経済情勢の悪化を鑑みて例外的に発行割合を引き上げるもの。
※本例外措置を適用するにあたりビジョンの指標を見直します。

2 料金改定案

① 改定時期:令和6年8月1日

※令和6年度は下半期6カ月分が新料金

② 平均改定率:22.9%

料金表(税抜)改定案

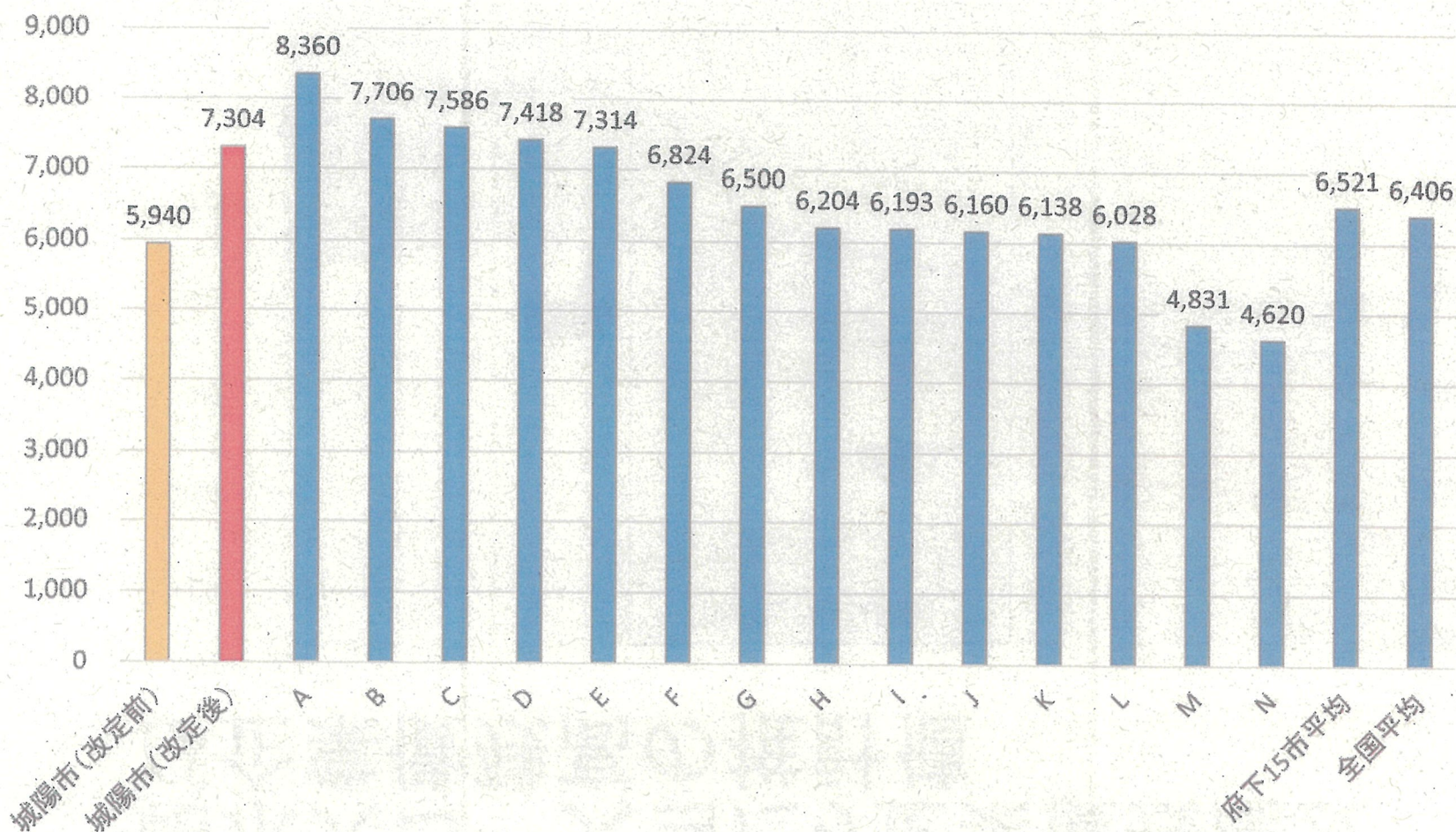
1 基本料金

区分	現行 (①)	改定案 (②)	差引 (②-①)
φ13	2,000円	2,450円	450円
φ20	2,400円	2,940円	540円
φ25	2,600円	3,200円	600円
φ40	18,500円	22,740円	4,240円
φ50	41,300円	50,760円	9,460円
φ75	113,600円	139,610円	26,010円
φ100	220,800円	271,360円	50,560円
φ150	612,700円	753,010円	140,310円

2 従量料金 (使用水量1m³につき)

区分	現行 (③)	改定案 (④)	差引 (④-③)
1~20m ³	40円	50円	10円
21~40m ³	110円	135円	25円
41~60m ³	160円	195円	35円
61~80m ³	210円	260円	50円
81~100m ³	240円	295円	55円
101~200m ³	270円	330円	60円
201~5,000m ³	300円	370円	70円
5,001m ³ ~	270円	330円	60円

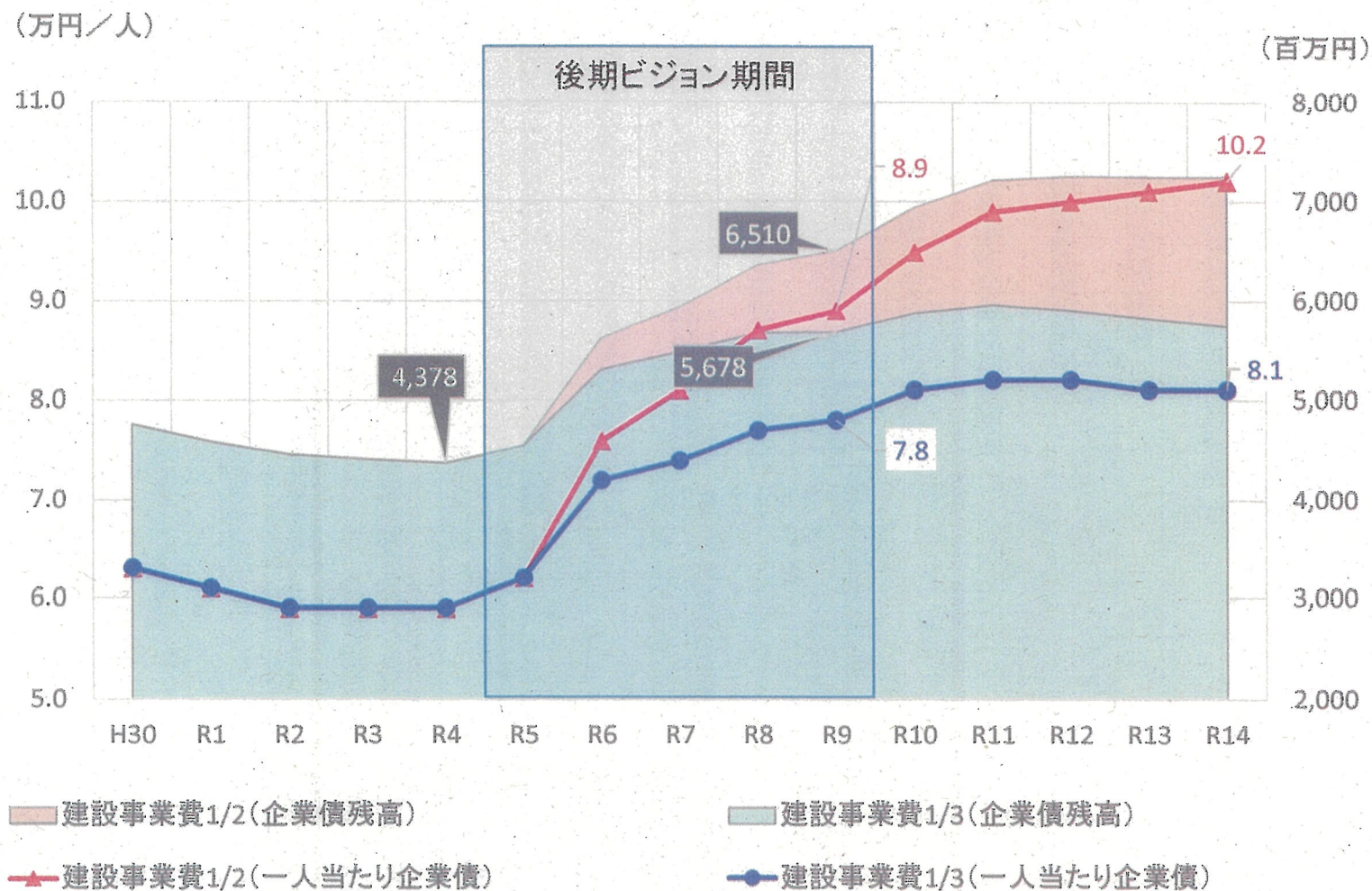
水道料金 府下15市比較表 (単位:円/m³)(40m³/2月 使用時(一般家庭の平均的使用水量))(税込)



(注1) 他市の水道料金は各市のホームページで公表されている料金表から本市独自に試算した金額。

(注2) 全国平均は、総務省「令和3年度公営企業年鑑」より規模別家庭用10m³当たり水道料金の全体平均の金額を4倍して算出。

給水人口一人当たり企業債残高及び企業債残高の推計値



ビジョン期間中の財政計画(料金改定前・企業債発行割合1/3)

(百万円)

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	期間中 合計
収益的 収支 (税抜)	収益的収入	1,354	1,554	1,577	1,510	1,459	1,437	1,459	1,453	1,465	1,454	14,722
	給水収益	1,072	1,264	1,305	1,279	1,259	1,242	1,230	1,253	1,244	1,247	12,395
	長期前受金戻入益	132	142	144	141	137	127	134	137	137	136	1,367
	その他収入(加入金・手数料・他会計負担経費収益・路面復旧収益等)	150	148	128	90	63	68	95	63	84	71	960
	収益的支出	1,263	1,245	1,278	1,292	1,348	1,402	1,350	1,396	1,461	1,488	13,523
	動力費等経費(動力費・委託料・受水費等)	514	524	564	603	616	661	659	660	714	714	6,229
	職員給与費	175	170	181	154	150	141	141	141	141	141	1,535
	減価償却費及び資産減耗費	492	473	462	460	473	537	490	527	536	562	5,012
	支払利息	80	75	70	65	61	63	59	67	69	71	680
	その他支出(雑支出・特別損失)	2	3	1	10	48	-0	1	1	1	0	67
資本的 収支 (税込)	純利益	91	309	299	218	111	35	109	57	4	△34	1,199
	【参考】純利益(長期前受金戻入益除く)	△41	167	155	77	△26	△92	△25	△80	△133	△170	△168
	資本的収入	392	432	376	467	438	670	1,250	627	564	370	5,586
	企業債収入	98	111	173	255	282	480	1,055	510	501	329	3,794
	その他収入(補助金・配水管負担金・その他負担金等)	294	321	203	212	156	190	195	117	63	41	1,792
	資本的支出	599	656	739	1,305	1,189	1,508	2,626	1,435	1,813	1,310	13,180
	ビジョン関連事業費	162	179	335	805	695	1,113	2,246	1,036	1,432	916	8,919
	うち管路耐震化	133	127	323	514	483	763	1,167	697	333	454	4,994
	うち施設更新・耐震化	29	52	12	291	212	350	1,079	339	1,099	462	3,925
	その他工事費等	159	197	105	193	175	80	71	71	72	72	1,195
資金残高	企業債償還金	278	280	299	307	319	315	309	328	309	322	3,066
	資本的収支不足額	△207	△224	△363	△838	△751	△838	△1,376	△808	△1,249	△940	△7,594
資金残高		1,594	2,023	2,313	2,086	1,889	1,605	834	575	△81	△529	

実績 ← → 推計

ビジョン期間中の財政計画(料金改定後・企業債発行割合1/2)

(百万円)

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	期間中 合計
収益的 収支 (税抜)	収益的収入	1,354	1,554	1,577	1,510	1,459	1,437	1,602	1,742	1,752	1,741	15,728
	給水収益	1,072	1,264	1,305	1,279	1,259	1,242	1,374	1,542	1,531	1,534	13,402
	長期前受金戻入益	132	142	144	141	137	127	134	137	137	136	1,367
	その他収入(加入金・手数料・他会計負担経費収益・路面復旧収益等)	150	148	128	90	63	68	94	63	84	71	959
	収益的支出	1,263	1,245	1,278	1,292	1,348	1,402	1,350	1,400	1,466	1,497	13,541
	動力費等経費(動力費・委託料・受水費等)	514	524	564	603	616	661	659	660	714	714	6,229
	職員給与費	175	170	181	154	150	141	141	141	141	141	1,535
	減価償却費及び資産減耗費	492	473	462	460	473	537	490	527	536	562	5,012
	支払利息	80	75	70	65	61	63	59	71	74	79	697
	その他支出(雑支出・特別損失)	2	3	1	10	48	0	1	1	1	1	68
	純利益	91	309	299	218	111	35	252	342	286	244	2,187
	【参考】純利益(長期前受金戻入益除く)	△41	167	155	77	△26	△92	118	205	149	108	820
資本的 収支 (税込)	資本的収入	392	432	376	467	438	670	1,567	776	815	535	6,468
	企業債収入	98	111	173	255	282	480	1,371	659	752	494	4,675
	その他収入(補助金・配水管負担金・その他負担金等)	294	321	203	212	156	190	196	117	63	41	1,793
	資本的支出	599	656	739	1,305	1,189	1,508	2,626	1,446	1,829	1,334	13,231
	ビジョン関連事業費	162	179	335	805	695	1,113	2,246	1,036	1,432	916	8,919
	うち管路耐震化	133	127	323	514	483	763	1,167	697	333	454	4,994
	うち施設更新・耐震化	29	52	12	291	212	350	1,079	339	1,099	462	3,925
	その他工事費等	159	197	105	193	175	80	71	72	72	72	1,196
	企業債償還金	278	280	299	307	319	315	309	338	325	346	3,116
	資本的収支不足額	△207	△224	△363	△838	△751	△838	△1,059	△670	△1,014	△799	△6,763
資金残高		1,594	2,023	2,313	2,086	1,889	1,605	1,294	1,459	1,320	1,292	

実績 ← 推計

今後10年間の財政計画(料金改定後・企業債発行割合1/2)

(百万円)

		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	期間中 合計
収益的 収支 (税抜)	収益的収入	1,437	1,602	1,742	1,752	1,741	1,741	1,724	1,709	1,695	1,669	16,812
	給水収益	1,242	1,374	1,542	1,531	1,534	1,521	1,507	1,494	1,480	1,455	14,680
	長期前受金戻入益	127	134	137	137	136	146	143	142	142	140	1,384
	その他収入(加入金・手数料・他会計負担経費収益・路面復旧収益等)	68	94	63	84	71	74	74	73	73	74	748
	収益的支出	1,402	1,350	1,400	1,466	1,497	1,503	1,561	1,603	1,619	1,628	15,029
	動力費等経費(動力費・委託料・受水費等)	661	659	660	714	714	712	712	711	711	708	6,962
	職員給与費	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	1,410
	減価償却費及び資産減耗費	537	490	527	536	562	569	623	663	679	692	5,878
	支払利息	63	59	71	74	79	80	84	87	87	86	770
	その他支出(雑支出・特別損失)	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
	純利益	35	252	342	286	244	238	163	106	76	41	1,783
資本的 収支 (税込)	資本的収入	670	1,567	776	815	535	896	774	555	435	419	7,442
	企業債収入	480	1,371	659	752	494	786	648	429	381	387	6,387
	その他収入(補助金・配水管負担金・その他負担金等)	190	196	117	63	41	110	126	126	54	32	1,055
	資本的支出	1,508	2,626	1,446	1,829	1,334	1,929	1,676	1,248	1,152	1,163	15,911
	ビジョン関連事業費	1,113	2,246	1,036	1,432	916	1,500	1,224	787	690	702	11,646
	うち管路耐震化	763	1,167	697	333	454	393	592	643	592	474	6,108
	うち施設更新・耐震化	350	1,079	339	1,099	462	1,107	632	144	98	228	5,538
	その他工事費等	80	71	72	72	72	71	71	72	72	71	724
	企業債償還金	315	309	338	325	346	358	381	389	390	390	3,541
	資本的収支不足額	△838	△1,059	△670	△1,014	△799	△1,033	△902	△693	△717	△744	△8,469
資金残高		1,605	1,294	1,459	1,320	1,292	1,118	1,004	1,007	968	888	

城陽市水道事業ビジョン（中間見直し版）（案）に対するパブリックコメントの結果概要

1. 意見募集期間 令和5年9月15日（金）から令和5年10月16日（月）
2. 周知方法 市ホームページ及び広報じょうよう紙面（9月15日号）
3. 資料閲覧場所 上下水道部（経営管理課庶務係、上下水道課施設係）
行政情報コーナー※
市ホームページ

※行政情報コーナーの内訳
本庁1階 陽寿苑 陽和苑 市内各コミセン（寺田コミセン除く）
城陽市立図書館 保健センター 地域ふれあいセンター
4. ホームページアクセス数 330件
5. 意見の提出方法 持参、郵送、FAX、電子メール
6. 意見提出者数 総数 54人（うち2人無効意見） 意見数 162件
7. 意見提出方法の内訳 持参13件、郵送2件、FAX31件、電子メール8件

城陽市水道事業ビジョン（中間見直し版）（案）に対するパブリックコメントへの対応について

番号	意見種別	意見の要旨	意見件数	意見に対する考え方
1	強靱 ①、⑦	項目2の「第3浄水場浸水対策事業について」降雨災害等における河川氾濫対策として実施とありますが他の浄水場やポンプ場より優先的に工事する理由は。併せて第1浄水場、第2浄水場及びポンプ場の浸水、耐震対策の計画を教えてください。 また浸水想定区域にある施設は、更新時に必要な対策を実施します。とありますが、具体的に時期と内容を教えてください。	1件	第3浄水場は、洪水浸水想定区域図において、木津川が氾濫した場合の浸水想定区域に指定されていることから、浸水対策事業を実施する必要があります。令和5年度、6年度に浸水対策工事を実施します。第1浄水場、第2浄水場は浸水想定区域外です。ポンプ所は中区加圧ポンプ所が浸水想定区域に指定されていますが、浸水対策は、次期水道事業ビジョン期間以降に実施する予定です。 また、耐震対策については、第1浄水場、第3浄水場はすでに耐震化されており、耐震化されていない第2浄水場については、次期水道事業ビジョン期間以降に実施する予定です。
2	強靱 ①、 ②、⑦	管路の耐震化や浄水場の浸水対策は必要なことであり、計画的に進めていただきたい。	1件	管路の耐震化や浄水場の耐震対策は、施設整備計画に基づき、計画的に事業を進めています。
3	強靱②	中間見直し版P12の図と平成30年に出された水道事業ビジョン（30年版）のP50の図6-4を比較すると、追加された緑の部分はとても10km分あるとは見えません。記入漏れですか。	1件	第2分水の送水管について、想定の特長を耐震化の特長に含めていますが、受水点が決まっていなかったため、図には記載していません。
4	持続 ①、②	水道施設については、将来の市民のためにも適切な更新をしてほしい。設備投資は必要です。 また、二か所から府営水道を受けることにも賛成です。防災への備えとしても機能します。時間を逸せずすみやかにすすめられたい。	2件	水道施設や管路は、今後、老朽化が進んでいくため、更新や維持管理による対応を実施しています。今後も適切な管理を行い順次更新を実施します。 また、災害時に備え、府営水を受ける二か所目の整備に向け協議を進めます。
5	持続④	府営水道受水点の追加について、安定水源の確保、危機管理面の確保を理由とありますが、府営水道受水点を追加した場合、危機管理面で何が充実するのですか。	7件	現在、本市水道事業が受水している府営水は宇治浄水場からのものであり、協議を進めている受水点は木津浄水場からのものです。同じ府営水でも別系統の浄水場から水を確保できることになるため、危機管理面が充実し、安定した給水に資すると考えています。

6	持続④、⑩	別系統の水源を確保する事は危機管理上有効だと理解しますので、それを否定するものではありません。ですが、災害や事故等で使用に支障が出やすいのは、市内で汲み上げる地下水よりも、遠方から長々と水道管を敷設する必要のある府営水の方ではないですか。安定性においても、危機管理的にも、コストを考えた場合でも地下水を優先する構成の方が良いと感じるのですが、如何でしょうか。	7件	危機管理面において、同じ府営水でも別系統の浄水場から水を確保できるため、安定して給水できるようになると考えています。加えて本市の浄水場にトラブルが発生した場合、多数の井戸があっても水道水を供給できなくなりますが、府営水は府の浄水場間での相互融通が可能となっているためトラブル発生時のリスクは低いものとなります。 また、市南部の今後の水需要の観点から、自己水（井戸水）だけでは不足しますので、府営水の受水を増やさざるを得ません。 既存受水点から市南部への配水管を整備するには多額のコストがかかるため、市南部での受水を行うことがコスト的に有利であると考えています。
7	持続⑤	地下水の安定的な供給のためにはそれを涵養する環境を一層充実させることが必要です。例えば緑地保全・育成と地下の水脈を守るための条例や協議会を作ることにより、水の循環を円滑にする必要があると思います。	2件	「城陽市地下水採取の適正化に関する条例」に基づき、地下水採取の適正化及び地下水の合理的な利用を図ることとしています。
8	持続⑦	城陽の地下水は、非常に恵まれた環境となっています。城陽の水道の8割以上を占めている地下水について、もっと書き込んでいただきたい。井戸水を今後とも大切にしていける方針をしっかりと示していただきたい。	2件	本市水道事業は、地下水を主体とした給水を行っているところですが、水源のあり方について、地下水の継続利用には井戸を含む浄水場の維持管理、更新等に多大なコストがかかることや、将来的に給水需要が低下することで稼働率が低下すること等を考慮して検討していく必要があると考えています。
9	持続⑦	城陽市の地下水は他市（宇治市など）と比べると美味しいので塩素の匂いもほとんどなくておいしく飲める。今後も地下水を利用した安全でおいしい城陽の水を守ってほしいです。	16件	水道水は、水質基準を守り供給しており、府営水についても、水質基準を守り供給されています。水道事業者は、安全で安心な水道水を安定的に継続して供給することが最優先事項と認識しています。
10	持続⑧	少くない水道事業において、浄水場内での小水力発電の導入や施設等を利用して太陽光発電設備の設置による自己電源の確保が経費の節減につながっていると聞いています。温暖化防止の一助ともなる再エネの導入で経費の削減を提案します。	1件	各施設の更新時に、費用対効果を考慮しつつ、総合的に再生可能エネルギー導入を検討しています。 なお、小水力発電は、現状の本市の配水等のシステムでは余剰エネルギーが無いため、実現はできません。

11	持続⑩、⑬	府営水の受水点の追加は必要なのでしょうか。府営水の利用率は令和3年でも22%（「京都府営水道ビジョン第2次」P98）となっています。今供給されている府営水を利用しても十分足りるのではないのでしょうか。城陽には豊富な地下水があり、府営水との2本立てで災害時にも複数の受水点がある、現状でもある、と思います。	1件	現在、本市水道事業が受水している府営水は宇治浄水場からのものであり、協議を進めている受水点は木津浄水場から受水するためのものです。 同じ府営水でも別系統の浄水場から水を確保することになるため、危機管理面が充実し、安定した給水に資すると考えています。
12	持続⑩、⑬	京都府の水道水事業の広域化に関する計画に伴って、城陽でも今までのおいしい井戸水をやめて、府営水に一本化するという話を聞きました。なぜおいしくて安い井戸水を止めなければならないのでしょうか？	21件	京都府営水道ビジョン（第2次）において、広域化・広域連携の推進について記載されていますが、記載されている案については、関係団体の意見や費用負担について調整がされたものではなく、広域化・広域連携を検討していくためのたたき台であり、今後、議論していくことになります。
13	持続⑪	この急速な物価高がつづく中で水道料金を大幅に値上げするのはやめて下さい。2019年の約23%引き上げと来年8月の大幅引き上げ案を合わせると、元の約1.5倍となり、近隣の最上位に近くなる。	9件	水道料金の改定は、水道法施行規則第12条に規定される能率的な経営の下における適正な原価を基に算定したものであり、今回の料金改定は本市の水道事業を将来にわたって経営するために必要不可欠なものです。
14	持続⑪	全国的に道路や鉄道、水道などインフラの老朽化が非常に問題化している。日本全体の生産年齢人口の減少が明らかになっている現状下、コスト増も相まって負担増はやむを得ないと思う。 可処分所得がどんどん減少する中、生活の厳しさは増すばかりだが、高度成長期のような財政状況にない現状ではサービスの受け手も負担増は受け入れざるを得ないのではないかと思います。	3件	ご意見のとおり、今回の料金改定は水需要の減少や資機材費、労務費及び燃料費等の高騰に伴う各種費用の増加する中、本市の水道事業を将来にわたって経営するために必要不可欠なものと認識しています。
15	持続⑪	値上げの要因として資料では「物価高騰」があげられています。 市民の暮らしも諸物価の高騰にさらされており、市民生活の基盤となっている水道料金の引上げは慎重にされるべきと考えます。	1件	水道料金の改定は、水道法施行規則第12条に規定される能率的な経営の下における適正な原価を基に算定したものであり、今回の料金改定は本市の水道事業を将来にわたって経営するために必要不可欠なものです。
16	持続⑪	物価が高騰する中で水道水をつくるのにもお金がかかるので、水道料金も値上げする必要があることは理解できますが、みんな生活が厳しいので、値上げはなるべくおさえてもらいたいです。	1件	水道料金の改定は、水道法施行規則第12条に規定される能率的な経営の下における適正な原価を基に算定したものであり、今回の料金改定は本市の水道事業を将来にわたって経営するために必要不可欠なものです。

17	持続⑪	城陽市が進める東部丘陵地、その他広大な開発計画に係る経費を3年から5年の料金見直しで対応をしようとしている事自体おかしいです。	1件	今回の料金改定では、東部丘陵地整備に係る影響分は一般会計から補填されることから、水道料金には転嫁していません。 なお、水道料金は水道法施行規則第12条において3～5年ごとの適切な時期に見直しを行うよう規定されています。
18	持続⑫	「業務委託の検討」とは、将来全面的に民間委託にするつもりなのでしょうか。世界的には水道を民営化した自治体が公営に戻す動きが広がってきています。 民間企業というのは利益を水道利用者からの料金で賄おうとすれば料金は当然高くなるか、コスト削減のために水質の悪化が心配されます。フランスで水道の脱民営化が進んでおり、命に直結する水は国や自治体が責任をもって事業を進めてほしいです。 経営体制も含めて今後のPPPのプラン像の最終全体像を示して下さい。	13件	水道施設の維持に必要な技術者が全国的に減少しており、人員の確保が喫緊の課題となっています。本市でも技術者の採用に非常に苦慮しているところです。このような状況下において、民間委託は課題に対応するための有効な手法の一つとして検討しています。 また、本市水道事業では以前から個別に委託化を進めており、相当数の業務を委託しています。将来像としては、水道事業ビジョン（中間見直し版）「持続-7⑫業務委託の検討」において、民間事業者による創意工夫や経験等を活用して業務の効率化を図るため、個別の事業者に委託している事業を包括して民間委託することを検討することとしています。 なお、「フランスの脱民営化」とはパリ市の事例を基にするご意見と史料いたしますが、民営化と民間委託は異なる考え方であり、パリ市においても再公営化後に民間委託は実施されています。
19	持続⑬	委託料が計画は増減がほぼないのに対し、推計では倍ほどを見込んでいます単純な話、委託しなければ委託料はふえません。増加も抑えられるのではないですか。委託せずに自前でする事が長い目で見た場合経済的にも危機管理的にも有用だと感じるのですが如何でしょうか。	1件	現状でも浄水場の管理をはじめ委託できるものは委託しているところですが、水道施設の維持に必要な技術者が全国的に減少しており、人員の確保が喫緊の課題となっています。本市でも技術者の採用に非常に苦慮しているところです。 このため、水道事業ビジョン（中間見直し版）「持続-7⑫業務委託の検討」においては、技術者の確保が困難な状況下における技術者不足を補うための手法の一つとして包括的民間委託の検討を進めることとしています。
20	持続⑭	「近隣市町と情報の共有を行う」ことは非常に大切だと思います。しかし、広域化で、今考えておられる「事業経営」以外何かいいことがあるのでしょうか。事業運営も工夫できないものでしょうか。	3件	広域化により、事業運営においてもスケールメリットを活かした人員確保、施設運営、業務範囲の共同化及び施設稼働率などの効率化を図ることが可能となると考えています。
21	持続⑮	今後は事業運営のなかで、一定部分の共同化などより合理的な部分は関係市町等と協議・検討することは必要であると考えます。	1件	ご意見のとおり、水道事業ビジョン（中間見直し版）「持続-8⑮広域化の必要性」に基づき、業務の共同化について検討を進めてまいります。

22	持続⑬	府のグランドビジョンなどの感じでは府営水を進める方向のニュアンスを感じますが、広域での協力という事を考えるなら、京都水盆の上に位置する自治体同士で結束する事でスケールメリットを得て計画的な地下水利用を中心とした水道事業を再編できないでしょうか。 そうになったら、この地下水利用について一日の長がある城陽市は中心的な役割を果たして、それこそ山城地域の自治体で協力して安くて質の高い水を供給することが出来るのではないかと。思ったのですが如何でしょう。	1件	広域化については、水道法第2条の2に基づき京都府が水道事業者等の広域的な連携の推進役となり取り組みを進めることになっています。 ご意見の山城地域の水道事業のあり方についても、京都府が主導し、各市町も参画して進める広域化の議論の中で整理されていくべきものと考えています。
23	持続⑭	「鉄バクテリア自然ろ過方法」維持するためにも、ぜひ自前で技術者を育てていただきたい。	2件	水道施設の維持に必要な技術者が全国的に減少しており、人員の確保が喫緊の課題となっています。本市でも技術者の採用に非常に苦慮しているところです。 このため、水道事業ビジョン（中間見直し版）「持続-7⑫業務委託の検討」においては、技術者の確保が困難な状況下における技術者不足を補うための手法の一つとして包括的民間委託の検討を進めることとしています。
24	持続⑮	市民になぜ値上げが必要なのかを説明して、市民の納得を得ることが必要です。水道事業ビジョン（中間見直し版）と料金改定について、住民説明会を開催してください。	9件	市では工事施工など特定地域が対象となる事項については説明会を開くこともありますが、市全体が対象となる事項については、議会への報告をはじめ、広報紙やホームページでお知らせしているところです。 具体的には、ホームページや広報特集号「水だより」等により、市民の皆さまに向けて丁寧な説明を行うように努めてまいります。
25	持続⑯	ビジョンの見直しが出ましたので、値上げの根拠になるものがあるか、と思いましたが直接的に確認はできませんでした。とするなら、今後の老朽化への対応や施設整備などにかかる経費は5年前のビジョン策定時には予測できてたはずではないですか。だとするなら、策定時の予測の甘さが責められるべきであり、また市民に対しての説明責任があるのではないのでしょうか。	1件	今回の料金改定は、給水人口の減少に伴う給水収益の減少や資機材費、労務費及び燃料費等の高騰に伴う各種費用の増加が主な要因となっていますが、本計画期間における人口減少や物価の高騰は、本市の予測を超えて進行しました。 このように、財政計画については物価変動等を含む事業環境の変化の影響を大きく受けることから、水道法施行規則第17条の4に基づき3～5年ごとに財政計画の見直しを行うこととしたものです。 また、水道事業の現状について、ホームページや広報特集号「水だより」等により、市民の皆さまに向けて丁寧な説明を行うように努めてまいります。
26	持続⑰	中区配水池の移転は東部丘陵地工事に関連する移転なら、水道の会計から移転費を出す必要はないのでは。	2件	中区配水池の移転は、老朽化による移転ですので、東部丘陵地開発に関係するものではございません。

27	持続⑬	「新中区配水池」と「青谷配水池」は東部丘陵地開発のためにつくられる新配水池だと思われますが、城陽市民にとっては必要のない施設に、市民負担を強いることには市民の理解は得られないと思います。	1件	新中区配水池の建設は、中区配水池の老朽化による移転ですので、東部丘陵地開発に係るものではありません。 また、青谷先行整備地区の施設整備（青谷配水池）については、水道事業で行い、これに要する財源は企業債を充て、水道事業で借入は行いますが、一般会計から補填されることから、水道料金には転嫁していません。
28	持続⑬	東部丘陵関連で企業債残高14億円近くを上乗せするのはひどすぎる。現世代から次世代に負担をかけ続けることは、水道料金の抑制と全く乖離していると思います。東部丘陵地で開発する事業者等に対する、水道事業に関する負担を求めるべきであると考えます。	18件	青谷先行整備地区の施設整備については、水道事業で行い、これに要する財源は企業債を充て、水道事業で借入は行いますが、一般会計から補填されることから、水道料金には転嫁していません。
29	持続⑬	深井戸からの水を城陽市民の飲み水用に優先するため東部丘陵に立地する事務所の地下水汲み上げを規制し、府営水道水使用を求める。	1件	地下水の汲み上げの規制について、市公営企業に権限はありません。 長池・青谷先行整備地区への給水については、自己水と府営水とで、水道水の供給をして行くこととなります。
30	持続⑬	東部丘陵地への投資が大きすぎる。起債せず年度の中でやりくりするのが常識です。	1件	水道事業は地方公営企業法第17条の2に基づき「独立採算の原則」をとっており、水道料金及び企業債が主な財源となります。 一方で、水道事業は装置産業であり、事業年度における必要な投資額を水道料金のみで確保するには大幅な料金の引上げが必要となり、市民生活に多大な影響が生じます。そのため地方公営企業法において水道事業は損益勘定及び資本勘定から成る法適用事業として規定されているところです。 具体的には水道事業の資本的支出に必要な多額の投資に対し、必要な額を起債資金で確保し、長期間で償還していく経理を行います。 なお、今回の料金改定では東部丘陵地の整備による影響はありません。
31	その他	市の契約水量は受水量の3倍にもなり過大な契約金額となっている。契約の見直しが必要。	5件	府営水の建設負担水量については、構成10市町の要望に基づく設備投資がなされており、構成する1団体のみの要望で変更できるものではありませんが、水需要の減少により乖離が生じているのも事実ですので、これまで本市として、また、意見を同じくする団体と共同で京都府に対し、見直しを強く主張しているところです。

32	その他	水道は公共財（インフラ）として、行政が責任を持って提供する必要があるものだと考えます。それはひとえに市民生活を守るもの、ひいては生活者を守るために採算を度外視する事もあり得る、と私は考えるのですがどうなのでしょう。 資料を見れば行政からの補助金は令和4年度で4,000万でしょうか。これが市からの補助金になるのでしょうか。 議会での承認なども必要ですし、それ以前に市民の議論も必要でしょうが、市の財政で支える事への言及があっても良いかと思います。	2件	水道事業は地方公営企業法第17条の2に基づき「独立採算の原則」をとっており、水道使用者から支払っていただく水道料金等の収入によって運営する必要があるため、採算度外視で事業を経営できるものではありません。 なお、令和4年度の資本金収入の補助金については、管路の耐震化の実施に伴う府補助金の交付によるものであり、ご意見の赤字補填を目的とした市からの補助金ではありません。
33	その他	項目5の業務委託の検討・広域化の必要性について、城陽市水道事業の大きな政策変換であり、地下水水道事業の存続に係る大問題です。命と生活を支える共有財産である水道事業であるのに、市民に丁寧な説明会をなぜ開催しないのですか。 京都府営水道事業広域的連携等推進協議会南部地域部会の方針や決定事項と、城陽市上下水道審議会や市議会との関係性を説明して下さい。 また、補助金を入れながら進められていますが、どのような経過と責任で方針が決定されたのか、また市議会で議論を尽くして決まったことなののでしょうか。その議会の日時があれば教えてください。	2件	水道事業ビジョンでは地下水を利用した水道事業を存続させないとは記載していません。 なお、本市では工事施工などの特定地域が対象となる事項については説明会を開くこともあります。市全体が対象となる事項については、議会への報告をはじめ、広報紙やホームページでお知らせしているところです。 具体的には、ホームページや広報特集号「水だより」等により、市民の皆さまへの丁寧な説明に努めてまいります。 次に、京都府水道事業広域的連携等推進協議会（以下「協議会」という。）は、水道法第5条の4に基づき京都府が設置したものであり、市は方針決定等に直接関与するものではありません。 城陽市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）や市議会に対しましては、協議会に関する必要な情報を適宜報告してまいります。
34	その他	水道水の中で地下水85%を自己水とする城陽市水道事業を存続してください。収益的収支と資本金収支の見通し50年間のシミュレーションを出してください。	1件	財政計画は水道法施行規則第17条の4の規定に基づき、10年以上を基準とした合理的な期間について収支の見通しを作成し、公表する必要があります。 財政計画については、物価変動等を含む事業環境の変化の影響を大きく受けることにより、長期間の試算は精度が低下することから、本市では10年間で合理的な期間と考えて公表しています。
35	その他	今後、水需要が下方修正されていることは、なぜですか。	1件	今後、給水人口の減少等が予想されるためです。
36	その他	中区配水池の移転工事の総費用及び内訳はいくらですか。	1件	新中区配水池築造、送水管工事の費用は併せて、約1,224百万円を見込んでいます。

37	その他	第3浄水場浸水対策事業の費用は。	1件	第3浄水場浸水対策工事の費用は、約223百万円を見込んでいます。
38	その他	項目3の「適切な施設の更新 浄水コンピューターのシステムの更新」について、府営水道受水点の追加によるシステムの更新ですか。費用は。いままで通り地下水利用の場合、システム更新は必要ないのでは。	1件	浄水コンピュータ更新は、保守期限切れ等を考慮し実施するものであり、東部丘陵地開発とは関係ありません。 浄水コンピュータ更新の費用は約350百万円を見込んでいます。
39	その他	東部丘陵全体の開発計画に対する城陽市水道部が整備すべき配管等の工事のおおよその総経費と、工事期間の見通しを教えてください。主体事業主が果たすべき配管や新しく必要になった水道施設の費用負担等できるだけ詳しく示してください。 青谷先行整備地区は、京都府も含め補助金や交付金等城陽市水道事業に入る金額があれば教えてください。新たな給水需要に対応するという名のもと水道料金値上げに直結する工事費用を明確にしてください。 広域幹線物流の整備事業の中で水道施設費用も賄われるべきであり、城陽市民の水道料金から徴収すべきではないと考えます。なぜ工事費用を水道料金に含めるのか明確に示してください。	1件	東部丘陵地全体の開発計画に対して、 ①長池先行整備地区は、既存の施設への接続となります。 ②青谷先行整備地区は、開発区域内の配水管について、開発業者により布設されます。また、開発地に給水するための施設整備については、水道事業で行い、これに要する財源は企業債を充て、水道事業で借り入れは行いますが、一般会計から補填されることから、水道料金には転嫁していません。費用は、約695百万円を見込んでいます。 ③中間エリアの水道施設の財政負担については、未定となっており、水道料金には含まれていません。
40	その他	減価償却費は基本的に計画からの乖離は少ないものだと思います。工事費の増加で取得資産額が増えた、というのもわからないではないですが、にしてもこのように乱高下するような性質の項目ではないと思うのですが。 平成30年と令和5年は排水管除去が主な要因、とあるのですが、それが減価償却費に入るのは妥当なのでしょうか。	1件	財政計画では「減価償却費等」または「減価償却費及び資産減耗費」として推計を計上しています。 当該項目には減価償却費に加えて資産減耗費が含まれており、施設や設備の除却により資産減耗費が増減することから年度間で増減が生じているものです。
41	その他	「財政計画等資料」のP16からですが、なぜ令和6年だけ管路整備、施設整備、東部丘陵施設整備が突出しているのでしょうか。結果27.3%というとんでもない値上げをして、市民生活を圧迫しようとしていると思わざるを得ません。	1件	令和6年度に事業費が突出している要因としては、既設管路の耐震化、施設浸水対策、老朽化による更新（第3浄水場基幹管路耐震化事業、第3浄水場浸水対策工事、新中区配水池築造工事など）があります。東部丘陵施設整備については、青谷配水池築造、送水管工事を予定しています。 それぞれの工事が実施できる時期を検討し、計画的に事業を実施しています。 なお、今回の料金改定では東部丘陵地の整備による影響はありません。
42	その他	地下水汚染を起こさないために、そして、いつまでも、使い続けられる地下水としていくためにどうするのか、を書き加えていただきたい。地下水汚染を起こさない、規則を書き加えていただきたい。	1件	「城陽市地下水採取の適正化に関する条例」に基づき適切に管理されていると認識しています。

43	その他	身近で豊富・安全な城陽の地下水を使う方が人間の産業から出る汚染物質の影響を受けにくく薬品による自然破壊も少ないと思います。 ぜひ、琵琶湖の水ではなく城陽の地下水をずっと飲み続けられることを願います。	1件	水道水は、水質基準を守り供給しています。地下水は、汚染の影響を受けにくい側面もありますが、いったん汚染されると影響が長引くことが想定されます。
44	その他	岐阜県各務原市ではPFAS除去システムを導入すると発表されています。城陽市でも是非その方向で準備してください。	1件	PFASは、本市の水質検査計画により、水質管理目標設定項目として位置づけています。 本市水道事業では、各浄水場において検査を実施しており、これまで暫定指定値を超えた検出はないことや導入には多額の投資が必要となることから除去システムの導入は考えていません。
45	その他	今回の（中間見直し版）には洛タイで報じられた「27.3%」の値上げの数字が見当たらず、審議会の資料まで見ると、この数字がわかるようになっています。はっきりと記載してパブコメの実施をすべきではないでしょうか。	1件	水道事業ビジョン（中間見直し版）は、水道事業の事業環境の変化等への対応をはじめとする水道事業ビジョンの中間見直しについて取りまとめたものであるため、料金改定についての具体的な内容等については記載していません。
46	その他	パブコメの期間が9月15日～10月16日となっているなかで、次回審議会が9月29日に予定されています。このような時期に、パブリックコメントの実施を設定するのは不適切であると考えます。	2件	9月29日の第3回審議会で行ったのは中間報告です。第4回審議会でもパブリックコメントで提出された意見と、意見に対する本市の考え方は、あくまでも参考として報告しているものです。
47	その他	第4回審議会では、市民の疑問、意見を洩れなく取り上げて頂いて、要旨と水道部の考え方を丁寧に解りやすく示していただき、審議委員の方々に検証と意見を求めたいです。	1件	審議会は、上下水道事業の経営問題や将来計画等について、公営企業管理者の諮問に応じ、調査及び審議を行う機関であり、パブリックコメントの結果を検証することを目的としているものではありません。 なお、パブリックコメントで提出された意見と、意見に対する本市の考え方は、あくまでも参考として審議会へ報告しているものです。
48	その他	城陽の水問題について拙速に結論を出すのではなく、幅広い市民の声を聞き、十分な議論を尽くして方向性を出して欲しい。	1件	有識者や市民代表等で構成する審議会において、水道事業の事業環境の変化等への対応をはじめとする水道事業ビジョンの中間見直しについて審議いただいているところです。 このため、本市といたしましては、水道事業ビジョンの中間見直しにあたって十分な議論を尽くしているものと考えています。 なお、水道事業ビジョンでは地下水を利用した水道事業を存続させないとは記載していません。

49	その他	審議会として審議すべき内容をしっかり論議して欲しいです。審議会の議論が料金値上げ、方々で終わっているのは本末転倒です。	1件	審議会では水道事業の事業環境の変化等への対応をはじめとする水道事業ビジョンの中間見直しについて、十分に審議を重ねていただいています。
50	その他	水道はその施設や水源、そしてそこに働く職員のみなさんたちを含めて市の財産であると共に市民の財産・誇りでもあります。今後も大切に守り、育てていくことが大事です。	1件	今後も引き続き「将来においても安全で安心な水道水を継続して供給する」ことを理想像に、水道事業の運営に努めてまいります。
51	その他	城陽市水道事業ビジョン（中間見直し版）を拝見し、水道部の職員の方々が、水道事業に自信と誇りを持っておられるのが伝わり、市民に安全で美味しい飲み水を保証したいという思いが良く分り嬉しいです。	1件	今後も引き続き「将来においても安全で安心な水道水を継続して供給する」ことを理想像に、水道事業の運営に努めてまいります。
52	その他	おいしい水を提供していただいていることに感謝・敬意を表します。安定して水道の供給をしていただいた上に、10月からは、「地震に強い水道管への取り換え工事」をしていただく回覧が回り、誠に有り難いことと思っています。	1件	今後も引き続き「将来においても安全で安心な水道水を継続して供給する」ことを理想像に、水道事業の運営に努めてまいります。
53	その他	今回下水道についてのプラン等出されていませんが、工事時期など、効率的に行い、経費削減など出来るのでは。。と思いますが、下水道料金の値上げなど近日中に案を出される予定はあるのでしょうか。	1件	令和2年度に策定した下水道事業ビジョンでは、5年後を目途にビジョンの総点検を実施することとしています。 このため、当該総点検の中で財政計画を含めて検討を行ってまいります。 なお、工事時期については、水道工事、下水道工事及びガス工事等の間で互いに調整し、効率的な施工に努めています。
54	その他	おいしくて安い水道が城陽市の一番の魅力でした。市民の福祉に向き合わない城陽市に未来があるのでしょうか。市民の財布はもう乾いた雑巾です。絞るのは無理です。使用量を減らすしかありません。トイレは市役所・コミセン・スーパーで済ませましょう。	1件	ご意見が、自宅でトイレを使用せずに市役所・コミュニティセンター・スーパーでトイレを済ませることを奨励されているのであれば、倫理観を欠いた意見かと思えます。



資料

4

令和5年11月28日

城陽市公営企業管理者職務代理者
上下水道部長 竹内 章二 様

城陽市上下水道事業経営審議会
会 長 楠見 晴重



城陽市水道事業ビジョンの中間見直しについて（答申）

令和5年8月8日付け5城経第24号で諮問された標記のことについて、本審議会は慎重に審議を重ねてきた。

この度、本審議会においてこれまでの審議結果を取りまとめたので、別添のとおり答申する。

なお、城陽市水道事業ビジョン（中間見直し版）（案）は、様々な立場から選任された本審議会委員を中心として議論を重ね、かつ市民に対するパブリックコメントを実施して作成されたものである。水需要が減少する中、城陽市の水道事業が将来にわたり安全・安心かつ継続的に運営されることを念頭においたもので、本審議会の答申を十分に尊重し、事業を実施されることを要請する。

城陽市水道事業ビジョンの中間見直しについて

答申書

令和5年11月28日

城陽市上下水道事業経営審議会

1. 城陽市水道事業ビジョン（中間見直し版）について

(1) 総論

新たな給水需要に対応するための施設整備に取り組むことを重点施策に追加するとともに、既存の重点施策についても6項目※を見直している。

その内容は事業環境の変化等に対応するために必要な事項を網羅しており、必要不可欠なものであると判断する。

※「強靱-1 ②基幹管路の耐震性の確保」、「強靱-3 ⑦河川氾濫による浸水被害対策」、「持続-1 ①適切な施設の更新」、「持続-3 ④府営水道受水点の追加」、「持続-7 ⑩業務委託の検討」、「持続-8 ⑬広域化の必要性」

(2) 個別事項

① 水道料金の改定について

財政計画に基づく料金算定に係る収益と費用の見積内容、およびその結果算出された令和6年度下半期からの水道料金平均改定率約23%は妥当と判断する。

② 経費の削減努力について

原価を低減させるための取り組みについては、今後も怠ることなく進めること。

また、技術が日々進歩していることから、費用対効果を考慮しながら新技術の導入を進めること。

③ 企業債発行方針の例外措置について

これまでは、持続的な経営や現世代と将来世代の負担の公平性を確保するため、企業債の発行方針を建設事業費の3分の1に抑制し、企業債残高の減少を図ってきたが、水需要の減少や資機材費、労務費及び燃料費等の高騰に伴う各種費用の増加などにより、非常に資金の確保が難しい状況が見込まれる。

このため、当面の間は、企業債の発行方針を例外的に建設事業費の2分の1に引き上げることは妥当であると判断する。

なお、企業債の発行割合の引き上げは、将来世代への負担が大きくなることから、次の財政計画の見直しにあたっては、見直し時点での社会情勢を見据えながら、改めて企業債の発行抑制について検討すべきである。

④ 官民連携について

水道事業の持続にあたっては、浄水場管理や施設の更新などに従事する技術系職員の確保が必要となるが、技術系職員は全国的に不足している状況であり、城陽市独自の人材の確保に懸念が残る。

このため、包括委託をはじめとする官民連携を検討するなど、早期に抜本的な対策を検討すること。

⑤ 広報の充実

城陽市水道事業ビジョン（中間見直し版）及び財政計画の丁寧な広報に努めること。

⑥ 水道事業の広域化について

城陽市を含め、京都府全域で水需要の減少や施設・管路の老朽化などに伴い急速に水道事業の経営の厳しさが増す中、水道事業の継続的な運営の確保を図る必要がある。

このため、京都府は水道の広域化の推進方針や具体的な取組内容を記述した京都水道グランドデザインを改定した。

城陽市においても施設の共同化や事務の広域的処理などについて検討を進めること。

2. 付帯意見

有収水量の減少傾向が続く中で経営を安定させるためには、固定的経費を安定して回収できる料金体系への移行が必要であることから、令和10年度以降の次期水道事業ビジョンの策定にあたっての財政計画では、基本料金と従量料金の配分や逓増度の見直しなどの検討が必要不可欠である。

城陽市上下水道事業経営審議会の審議経過

開催日		審議内容
第1回	令和5年4月28日	(1) 会長及び副会長の選出について (2) 城陽市水道事業ビジョンの中間見直し（骨子）について (3) 財政計画の執行状況について (4) 今後のスケジュールについて
第2回	令和5年8月8日	(1) 諮問 (2) 城陽市水道事業ビジョンの中間見直し、財政計画について (3) 予納金の廃止、パブリックコメントの実施、今後のスケジュールについて
第3回	令和5年9月29日	(1) 財政計画について (2) パブリックコメントの中間報告、広報活動について
第4回	令和5年11月17日	(1) 城陽市水道事業ビジョンの中間見直し、財政計画について (2) パブリックコメントの実施結果について (3) 答申書（案）について

城陽市上下水道事業経営審議会委員名簿

氏名		職名（団体名）
	いけだ まさき 池田 雅樹	税理法人オネスト代表税理士
	いこま さとし 生駒 智史	城陽商工会議所専務理事
副会長	おおた たつや 太田 達也	京都市上下水道サービス協会理事
	きのした はるお 木下 晴夫	市民公募
会 長	くすみ はるしげ 楠見 晴重	関西大学環境都市工学部都市システム工学科 教授
	こやま たかお 小山 貴生	京都銀行城陽支店支店長
	しおた まさよ 塩田 昌代	市民公募
	しみず としゆき 清水 聡行	福山市立大学都市経営学部都市経営学科 准教授
	ひらまつ しづえ 平松 志津江	働く女性の家運営委員

（敬称略 50 音順）

日	時	令和5年9月29日（金）	10時00分から 11時30分まで
場	所	城陽市公営企業庁舎2階 第1会議室	
出	席	者	楠見会長、太田副会長、池田委員、生駒委員、木下委員、 小山委員、塩田委員、清水委員、平松委員
欠	席	者	－
議	題	等	【議題】 城陽市水道事業ビジョンの中間見直しについて(第2回)
提出された資料等		会議次第 資料番号1 財政計画等資料（改定率再検討案） 資料番号2 パブリックコメントの中間報告について 資料番号3 広報活動について	
審 議 概 要 （ 決 定 事 項 等 ）		・ 財政計画について説明 ・ パブリックコメントの中間報告、広報活動について説明 ※詳細事項は別添「審議内容」のとおり	
会議の公開非公開の別 及び非公開の理由		公開	
傍 聴 者 数		9名	

審議内容

《開催結果の概要》

1. 開会

2. 挨拶

3. 議題

- ・事務局から財政計画等資料（資料番号1）を説明した。

4. その他

- ・パブリックコメントの中間報告について（資料番号2）、広報活動について（資料番号3）を一括して説明した。

《進行》

3. 議題

城陽市水道事業ビジョンの中間見直しについて（第2回）

事務局： 資料番号1について説明

会長： 質問・意見等問う。

委員： 前回のビジョン策定時の際も黒字の予定だったが、今回、改定が必要な状態になり、令和9年度は更に厳しい状況が想定されるが、どのように見込んでいるのか。

事務局： 動力費等の増加は一定継続する見込みでいるが、現在の値上がりしている単価で計画期間を積算しており、さらなる物価の上昇等は見込んでいない。

委員： 賃金等も更に上昇していきだろうし、物価等が下がることは今後ないのではないかと考える。これでも足りなくなる可能性も結構あるのかなど。

事務局： 公共工事の場合、建設物価という決められた単価を使って積算して、工事を発注して、品質を確保している。人件費等昨今の値上がりを25%程度見込んでいる。

委員： 今後建設の投資は下がる要素がない状況だと思う。今回は、令和9年度までだけど、令和10年度以降もどんどん資金残高が減っている。企業債の発行を例外的に2分の1にしているということだが、また3分の1に戻して大丈夫かと。企業債は2分の1がいいのか3分の1がいいのか、答えがなく難しいところだが、今後考え直さなければいけないのかと考える。

事務局： 令和9年度以降も考えて将来の水道事業の資金収支を考えていかないといけないので、次回の改定するときには一定整理したい。

委員： 15市の料金比較で、前回の改定時では城陽市は安い方だったが、今回は平均を上回っている。他市の改定に関する考えや、改定する場合はいつ行うか等の状況の共有は行っているのか。

事務局： 個々にいつごろ改定するかは聞いていない。昨年や今年4月に改定した市もある。政令により国から3～5年で見直すように言われており、そのサイク

審議内容

ルで他市も見直されることになると考えている。

委 員： どの市も似た状況だと思うので、協力や連携があるのか確認したかった。

事務局： 他市もコスト増となっているのは同様だと思う。

委 員： 水道を使用する市民や事業者が納得できる料金体系を構築するのが最善であるが、使用者によって使用目的や使用量が異なるので、どうしてもその実現というのは非常に困難だと考える。そのためにも使用者に対しては機会ごとに丁寧な説明に努めていただきたいと思う。

事務局： 今後ビジョンの見直しや料金の改定時期に合わせて広報やチラシで案内する予定。

委 員： 令和9年度までの見直しということだが、日本の今の状態から言うと、何もかもスピードがアップしているので、1年ごとに改定が必要かと思うがいかがか。

事務局： 自治体によってはリアルタイムに物価の上昇とか人件費を反映させるという考え方のもと、毎年改定している市もあるが、少数派である。国の政令で3年から5年で見直すこととなっている。城陽市でも平成6年から25年間改定しなかった経緯があるが、そういった団体が全国的にも主流だった。電気料金やガス料金のように非常にきめ細かく改定する方が、リアルタイムに反映できると思う。ただ、広報やPRする能力が限られていたり、条例の改正もしないといけないので、そういった事務手続きの関係から3年から5年で見直すことになっている。

委 員： 前回ビジョンを作るときに、必要な費用は受益者が公平に負担をしていくべきと話していた。しかし減価償却などの仕組みによって、つけが先送りされてしまう。そうではなくて今の受益者にも、料金で負担をしてもらい、世代間の公平を図るべきということで、前回改定するとき、起債の発行割合を3分の1にするとか、資産維持費を導入して、今の世代にも資本投資の一部を負担してもらい仕組みを作った。そしてその仕組みができて5年となる。しかしこれだけ社会情勢が厳しくなると、そういうのにこだわっていたら非常に料金負担が大きい値上げになってしまう。今回、資産維持費を減額されたり、起債の充当率を引き上げて、資金を確保する案となっている。これは一時的には改定率が圧縮されたように見えるが、それは将来にツケが回っているだけである。今回の料金改定は今の世代が負担できるぎりぎりの分で料金を設定してもらっているのかなと思う。

全国的に水道料金の値上げが行われている。今回城陽市が大きく値上げを打ち出したことはある意味先行した形で、他市にも影響を与えると思う。今回の提案は了とせざるを得ないのかと思う。

審議内容

- 委員： 今回の改定はいろいろと細かく計算をし、今後のことも見据えて出された数字だと思う。はじめの 27.3%と出された時点で、それだけの上げ幅が必要だという前提で出されたところ、それを今回 4.4 ポイント下げられた部分は、先送りになるのではないかなと思う。ただ、あれもこれも値上げの中で市民の方や使用者の方の理解が得られるのかという中で、今回この数字については、妥当なところかなと思う。今後 5 年で見直していく中で、前回からこの 4.4 ポイント抑えられた分を将来の負担に残さず、どう企業努力で埋めていくか、あるいはこれからどう市民へ説明していくかというあたりが大事かなと思った。
- 事務局： いろいろなものが値上がりしている中で、更に水道料金も値上げするのかと捉えられてしまうが、逆に言えば、何もかも上がっていることで費用がかさみ値上げにつながっている状況もある。広報活動や議会での説明等でできるだけ理解していただくように努める。
- 委員： 企業として考えた場合、人口が減っていく、尚且つ老朽化で更新が増える、物価高で費用が増えるという三重苦の状態。この中で、安心安全でかつこれを永続的に独立採算でやっていくのは大変だなと思う。例外的にマイナス分を税金で負担してもらっているところもあるが、城陽市はほぼなしで、できるだけ水道だけの運用資金で回して努力されている。職員数も最小限にして、アウトソーシングをできるだけして回していこうとされている。人口の減少が経営を圧迫しているのかなと考える。
- 水道料金の改定についてはやむを得ないという意見が多いかなと思う。次回私の方で答申案を作成し、審議してもらうこととしたいがいかがか。
- 委員： 了承。
- 委員： それでは、次回は答申案について議論していきたい。なお、今回は水道ビジョンの中間見直しということで改定率の議論だったが、次回の改定に向けて今の時代に合った形の料金体系の見直しについても検討していきたいと考えている。厚生労働省からも各自治体に今後の時代に合った料金体系に見直してほしいという意見がある。具体的には神奈川県や静岡市、あるいは京都市や大津市等で料金体系の見直しを図っているところがある。固定費を基本料金でできるだけ回収したいが、現実はかなりギャップがある状況。それと大口利用者の使用料が数十年前とは大きく変わってきているので、今の時代に合った料金体系への見直しについて審議することを提案したい。
- 事務局： 料金体系の見直しについては、具体的には逓増制を緩くする形。節水設備等により企業の使用水量が減少し、単価の高い層の使用料が減少している。一方で一人世帯の小口の料金を下げていってもいいのかなと。そういうことを踏

審議内容

まえて新たな料金体系を考えていきたい。

委 員： 料金体系を変えずに値上げだけをするという市がほとんど。水道料金が高く独自で水を作るといった企業も増えている。昔は固定費が回収できる分として基本料金が設定されていたが、現在は異なっている。誰でも同じ負担をする料金体系というのが理想であり、すぐにはできないがそのような流れがある。逓増制の見直しと基本料金のあり方については全国的な流れとなっており、今の時代に合った形で検討されたい。料金体系を見直すというのは、利用者の中で利害が対立するので、どういうふうにまとめるのかという点も検討されたい。

委 員： 令和10年度以降のビジョンで料金体系の見直しを今の時代に合った料金体系の見直し案を作成したい。

4. その他

事務局： 資料番号2・3について説明

会 長： 質問・意見等問う。

委 員： 業務委託や工事の必要性について、委託することが悪いことではないということについて実情を丁寧に説明してほしい。

一方で、水源を複数確保すると災害に対しては強くなると思うので、費用と将来的なところのバランスを今後検討していくというようなところをきっちり説明いただけたらと思う。

委 員： パブリックコメントが6件＋9件来ているということで、これはいつもより多いのか。

事務局： 前回の下水道ビジョン策定時の件数をすでに超えている。それだけ関心を持っていただいているのかなと考えている。

委 員： 説明が重要になってくると思うので、よろしくお願いしたい。

事務局： 次回は11月17日に開催するのでよろしくお願いします。

閉会

日	時	令和5年11月17日（金）10時00分から 11時30分まで
場	所	城陽市公営企業庁舎2階 第1会議室
出席者		楠見会長、太田副会長、生駒委員、木下委員、塩田委員、 清水委員、平松委員
欠席者		池田委員、小山委員
議題等		【議題】 (1) 城陽市水道事業ビジョンの中間見直しについて（第3回） (2) 城陽市水道事業ビジョンの中間見直しの諮問に係る答申書（案）について (3) 令和4年度城陽市水道事業会計決算及び令和4年度城陽市公共下水道事業会計決算等について
提出された資料等		・ 会議次第 ・ 資料番号1 城陽市水道事業ビジョン（中間見直し版）（案） ・ 資料番号2 財政計画等資料（料金表改定案） ・ 資料番号3 財政計画等資料（改定率再検討案） ・ 資料番号4 城陽市水道事業ビジョン（中間見直し版）（案）に対するパブリックコメントの結果概要 ・ 資料番号5 城陽市下水道事業ビジョンの進捗状況 ・ 資料番号6 予納金の廃止予定日の変更について ・ 令和4年度城陽市水道事業会計決算書城陽市公共下水道事業会計決算書 ・ 城陽市水道事業ビジョンの中間見直しについて（答申）
審議概要 （決定事項等）		・ 城陽市水道事業ビジョンの中間見直し、財政計画について説明 ・ パブリックコメントの実施結果について説明 ・ 答申書（案）について ※詳細事項は別添「審議内容」のとおり
会議の公開非公開の別 及び非公開の理由		公開
傍聴者数		7名

審議内容

《開催結果の概要》

1. 開会
2. 挨拶
3. 議題

- ・事務局から城陽市水道事業ビジョン（中間見直し版）（案）（資料番号1）、財政計画等資料（料金表改定案）（資料番号2）、財政計画等資料（改定率再検討案）（資料番号3）、城陽市水道事業ビジョン（中間見直し版）（案）に対するパブリックコメントの結果概要（資料番号4）を説明した。
- ・事務局から城陽市水道事業ビジョンの中間見直しについて（答申）について説明した。
- ・令和4年度城陽市水道事業会計決算書城陽市公共下水道事業会計決算書、城陽市下水道事業ビジョンの進捗状況（資料番号5）を説明した。

4. その他

- ・予納金の廃止予定日の変更について（資料番号6）を説明した。

《進行》

3. 議題

- (1) 城陽市水道事業ビジョンの中間見直しについて（第3回）
- (2) 城陽市水道事業ビジョンの中間見直しの諮問に係る答申書（案）について
- (3) 令和4年度城陽市水道事業会計決算及び令和4年度城陽市公共下水道事業会計決算等について

事務局： 資料番号1、2、3、4について説明

会長： 質問・意見等問う。

委員： 料金表が10円単位や5円単位となっているのはなぜか。最近では現金での支払いが減っていると考えられるので、1円単位でも支障が無いように思われるが。

事務局： 今回の料金改定は現ビジョンの中間見直しに伴うものであることから、料金表の単位も現料金表の単位を踏襲したいと考えている。しかし、現料金表の単位に完全に合わせると、値上げに対する影響額が大きくなりすぎたので、影響が大きすぎない範囲で整理をさせていただいた。

また、集合住宅では、貸主が入居者の水道料金を計算されるケースがあるが、細かい数字にすると計算が煩雑となる。このように、5円単位や10円単位で設定させていただく方が使用者に負担がかからない場合があると考えている。

なお、基本料金については、転宅等に伴い半期1月での請求が発生し得ると

審議内容	
	ころであり、その場合、1円単位では割り切れないことから、最低でも2円単位にする必要がある。
事務局：	会長からの依頼により城陽市水道事業ビジョンの中間見直しについて（答申案）について朗読
会長：	質問・意見等問う。
委員：	ミミズロボット等の新技術を導入することは検討しているか。
事務局：	現在、下水道事業では委託業者によりロボットを使った点検作業等は実施している。しかし、新技術は費用が高額となる場合もある。 最近、水道事業全体で、デジタル技術等により人間の力でやってきた部分を代替していこうというDX化の動きがあり、国、都道府県及び市町村において新技術の導入が進んでくれば、本市でも積極的に取り入れていきたいと考えている。 また、同じような業務を他市町と共同発注すれば、コストも下がってくると考えている。
会長：	現時点で新技術を導入するのは費用が高額すぎるが、これから多分DXが進んでいくと考えられるため、新技術の導入は市でも視野に入れているかと思う。 近い将来に新技術の一部が導入される可能性もあるかとは思いますが、それは費用対効果を考慮してのこととなると思われる。 このため答申書（案）には、そこまで具体的な内容を盛り込めなかったところがある。
委員：	①と②から⑦では内容が異なる印象を受ける。①はビジョンや政策の見直しについて答申されており、②から⑦は具体的な取組みについて答申されていると思うので、記載方法を区別した方が分かりやすいのではないかと。 また、①の6項目が何を指しているか分かりにくいので、具体的な内容を記載した方が良いのではないかと。 さらに、DX化、官民連携及び広域化は避けて通れない道だと考えているが、広域化より官民連携を先に記載すると、何でも包括委託化するという印象を受けるので、順番も含めて検討していただきたい。 最後に、先ほどの新技術を導入するという内容も一言ぐらいであれば書き込めるようなところがあると思う。「新技術の動向を見ておき、いつでも導入できるような体制を考えること」といった記載はあっても良いのではないかと。
会長：	重点施策の6項目は分かりにくいので、記載方法を検討する。
会長：	委員からいただいた意見については、答申に反映していきたいと考えているが、本文の修正等については、会長に一任をしていただくことでよいかと。

審議内容	
一 同 :	異議なし
会 長 :	答申書については私と市の事務局とで別途日程調整して、後日、市へ提出したいと考えているが、それでよいか。
一 同 :	異議なし
事務局 :	決算書、資料番号5について説明
会 長 :	質問・意見等問う。
委 員 :	料金回収率について、9ページの給水原価と供給単価の比較表があるが、給水原価が176円38銭、供給単価が170円57銭であり、料金回収率が108.1%とならないのはなぜか。
	次に、損益勘定留保資金について、水道事業会計は過年度分の損益勘定留保資金で補填をするとなっており、公共下水道事業会計は当年度分の損益勘定留保資金で補填するとなっている。おそらく、水道事業会計は過年度分の損益勘定留保資金のみで補填できており、当年度分はそのまま損益勘定留保資金に積み上げるため、その様な記載方法をとっているのだと思うが、言葉を使い分けるといえることは、市は当年度分と過年度分の損益勘定留保資金を計算した収支表などを作成しているということか。
事務局 :	料金回収率については、総務省の決算統計基準で記載しているところであり、決算統計における給水原価は長期前受金戻入益を減じて算出している。
	決算書9ページで記載している給水原価については、従前より長期前受金戻入益を差し引かない形で掲載していることから、料金回収率に差が生じているもの。
	次に、水道事業会計と公共下水道事業会計における補填財源の記載が異なる理由は委員のご指摘のとおりであり、過年度と当年度の損益勘定留保資金の積算については作成している。記載方法の使い分けについて、次年度決算に向けて検討を進めるとともに、資料の提供についても検討したい。
委 員 :	表間で考え方が異なると、混乱や誤解を招く恐れがある。
	他の自治体と比較する観点や現在の記載では赤字のように見えることから、給水原価比較表の中に長期前受金戻入益を記載し、合計から長期前受金戻入益を差し引いた給水原価も記載する必要があるのではないか。
事務局 :	長期前受金は平成27年から平成28年あたりに総務省が示した新しい考え方であるが、そのあたりから差が出てくるようになった。
	国の統計データは長期前受金戻入益を差し引くこととなっているため、その部分については合わせるか、注釈を入れて対応することとする。
委 員 :	過去の審議会で城陽市は有収率が非常に高いという話をしていたが、この3年間を見ていて少しずつ下がってきているが、経年管が増えているからな

審議内容
ど、理由は把握しているか。 事務局： 委員の意見のとおり経年管が増えているのは事実である。一方で、大きな漏水が生じていないのも事実である。 全区域を一斉に漏水防止調査することは難しいので、毎年度一定の区域を決めてローリングで調査をしているが、その結果を見て大きい漏水量がない。 流量計等においても老朽化の関係で不具合が生じているのかと考え、大きい流量計を新しいものに変えたが、結果としてあまり変わらないというのが現状である。 今後、見極めていきたいと考えている。 4. その他 事務局： 資料番号6について説明 会長： 質問・意見等問う。 一同： 意見等なし 会長： 全体を通しての質問・意見等問う。 委員： 市民の代表としては、市民の上下水道への関心や知識がないと感じている。 上下水道施設などの見学の場を設ければ、市民が上下水道に関心を持っていただけのではないか。 事務局： 浄水場の見学等は、小学校4年生ぐらいを対象に、授業の一環として見学に来ていただくケースがある。 ここ数年は、コロナ禍により見学を受け入れられなかった。水道週間とあわせて年1回開放していくことも検討していく。 委員： 会長の答申案については、しっかりとまとめていただけた。節目ごとに市民を大事にした見直しや改革を続けていくべきである。 パブリックコメントも市民の同意あるいは反対含めて意見が十分わかるように丁寧にまとめていただけた。意見では市民に対しての説明責任という文言もたくさんあったので、議会の議決以降値上げまでの間に、ホームページや広報等で丁寧に説明を重ねていただきたい。 委員： 市民に興味や関心を持ってもらうことは、非常に重要なポイントである。 水が出て当たり前、水を流す下水道もあって当たり前になっているので関心が低くなっているのだと思う。 PRするためのツールは過去に比べて大きく変わってきていると思う。広報紙等よりもYouTube等の動画が見られる時代になってきている。他の市町とも連携して、例えば水道の動画等を作成してイベント開催時の待ち時間で流すなど、広報の方法も検討されたい。 閉会